

随意契約内容及び選定理由書

件 名	広報映像の制作及び放送業務委託
履 行 場 所	足立区報道広報課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,964,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,964,000円(税込)
概 要	受注者は、発注者が指定する題材により、足立区の施策やイベント・足立区の地域情報などを区内外に広くPRできる番組を制作・放映する。また、必要に応じて受注者が保管する番組を再放送する。番組は1番組15分までとし、5秒程度から15分程度のコンテンツを複数まとめたコンプレックス形式のどちらでも対応出来るようにすること。また、1本の制作で番組が15分を超える場合は、15分で除し、その商を番組数とする。ただし、商に小数点が発生する場合は、小数点以下を繰り上げた数を番組数として扱う。

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目28番6号
契約相手方の選定理由	地域に密着した映像による広報を行うには、コミュニティチャンネルを利用することが有効であり、「J:COMチャンネル足立」を運営する株式会社ジェイコム東京足立局に委託する必要がある。また広報番組の制作には、地域情報が欠かせないため、当該事業者の地域に密着した番組制作の実績により蓄積された地域情報とネットワークを活用する必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のに基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	番組の放送業務委託
履 行 場 所	地域包括ケア推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,223,800円(税込)
予 定 価 格	¥6,223,800円(税込)
概 要	1 概要 株式会社ジェイコム東京足立局が経営する都市型ケーブルテレビで、担当課制作の介護予防番組「おはよう！あだち・らくらく体操」を毎週月曜日から金曜日、10分程度の番組を1日につき2回放送する。 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 3 担当課 福祉部高齢者地域包括ケア推進課 介護予防・生活支援係 富田 電話：3880-5642（直通）

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目28番6号
契約相手方の選定理由	地域の高齢者を対象に、介護予防・健康づくりを推進する目的で株式会社ジェイコム東京足立局から体操を中心とした介護予防番組を放送する。放送に際し、当社以外では技術的に放送提供が行えないため、随意契約を結び事業を執行したい。
担 当 課	福祉部 高・高齢包括ケア課
電話番号	3880-5642(1916)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区寄り添い支援事業委託
履 行 場 所	福祉部福祉まると相談課包括的相談支援係 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥54,021,119円(税込)
予 定 価 格	¥54,021,119円(税込)
概 要	【概要】 発注者が指定する対象者に対して、本人の状況に応じた包括的・緊急的支援を行うとともに、その後も自立して生きていけるよう、継続的かつ包括的な以下の支援を行うとともに、関連する会議・行事等への参加、関係機関とのネットワークづくりを行う。 (1) 寄り添い支援 (2) 居場所づくり (3) 支援のためのネットワークの強化 (4) 支援調整会議等への出席 (5) 出張総合相談会への協力

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク 住所 東京都千代田区九段北四丁目3番8号市ヶ谷Uビル4階
契約相手方の選定理由	当該事業者は、自殺対策・PS（パーソナルサポート）事業者として、平成24年度から現在に至るまで、区の「パーソナル・サポート・サービスモデル事業」及び「生活困窮者自立促進支援モデル事業」、「足立区寄り添い支援事業」の受託事業者として、自殺未遂経験者・希死念慮のある者や様々な問題を抱え困難に直面している者への寄り添い支援を行ってきた。厚生労働省が実施した自殺対策の取組みに参画・新規事業を受託するなど、自殺対策も含めた寄り添い支援の事業者として高い評価を得ており、このような自殺対策のノウハウを活かした取組みができる事業者は全国的に見ても当該事業者以外は他にないことから、当該事業者との随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。
担 当 課	福祉部 まると相談課
電話番号	3880-6219(6640)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	写真ニュースの購入
履 行 場 所	千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,964,452円(税込)
予 定 価 格	¥6,964,452円(税込)
概 要	【概 要】区立小・中学校で購読する(株)少年写真新聞社発行の写真ニュースの購入 【履行場所】千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所 【契約期間】令和6年4月1日～令和7年3月31日 【担 当 課】学校運営部学校支援課学校経理係 電話3880-5483（直通）

契約の相手方	名称 株式会社少年写真新聞社 住所 東京都千代田区九段南三丁目9番14号
契約相手方の選定理由	①発行元である（株）少年写真新聞社のみ購入可能である。 ②教育活動の一環として長年にわたり小・中学校で継続的に購読している。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学校支援課 3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	カラスの巣等の撤去業務委託
履 行 場 所	足立区内全域（指定場所）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,050,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,532,350円(税込)
概 要	《目的》カラスによる区民等に対する被害を防止することを目的とする。 《委託業務内容》指定場所において以下の業務を行う。 卵やヒナ・落下ヒナの処分にあたっては、鳥獣保護法に従った方法により行うこと。 1. カラスの巣等の撤去 2. 巢中の卵の回収処分 3. 巢中のヒナの回収処分 4. 落下ヒナの回収処分 5. 確認作業 6. 緊急対応 《担当課》衛生部足立保健所生活衛生課庶務係 TEL03-3880-5375(直通)

契約の相手方	名称 浅香園芸株式会社 他5者 住所 東京都足立区加賀二丁目7番6号
契約相手方の選定理由	岩田造園土木(株)足立支店 谷中一丁目18番14号 有限会社上田造園 足立区千住大川町11番4号 株式会社後藤造園 足立区栗原二丁目14番7号 株式会社富士造園 足立区西加平二丁目2番34号 株式会社前島植物園東京支店 東伊興二丁目17番8号 カラスの威嚇行動による被害対策や落下ヒナ捕獲のために緊急出動する必要がある、区内全域で迅速に対応できる体制をとるため、区内の複数業者が不可欠である。 高所作業を伴う業務について作業の安全性を十分確保できる機材・技能を保有していること、及び、カラスの捕獲等に関して鳥獣保護法に基づく東京都知事の許可を受けている区内業者は、上記事業者のみである。 これまで同一単価で新規参入する業者はいなかったため、上記事業者と随意契約を依頼する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	衛生部 足保・生活衛生課
電話番号	3880-5375(87243)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	情報システム課開発エリア・戸籍住民課 他18か所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥10,285,440円(税込)
予 定 価 格	¥10,285,440円(税込)
概 要	【概要】 戸籍システムのソフトウェアを賃借する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (契約・支払に関すること) 情報システム課計画調整係 電話：03-3880-5817(直通) (仕様に関すること) 戸籍住民課システム調整 電話：03-3880-6033(直通)

契約の相手方	名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共 事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の 選定理由	当該ソフトウェアパッケージは、上記事業者が開発した ものであり、著作権法上その他の事業者からは賃借でき ないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	足立区立中央図書館指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,436,340円(税込)
予 定 価 格	¥19,436,340円(税込)
概 要	【概要】 図書館システムのクラウドサービス利用ソフトウェア賃借 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (1) 仕様担当 地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館システム運用係 担当：大久保・細谷 電話 03(5813)3746 (2) 契約・支払担当 政策経営部 情報システム課 計画調整係 電話 03(3880)5817

契約の相手方	名称 NECソリューションイノベータ株式会社 営業統括本部 住所 東京都江東区新木場一丁目18番7号
契約相手方の選定理由	図書館システムの構築について公募型プロポーザルで選定された事業者であり、本契約は同システム利用のためのサービス提供であるため、他の事業者では履行できない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	足立区議会事務局及び総務部総務課
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,752,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,752,000円(税込)
概 要	【概要】 総務課・区議会ペーパーレス会議システムのソフトウェアを賃借する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様担当) 足立区議会事務局調整担当 横塚 電話3880-5995(直通) (総務部総務課総務係 島澤 電話3880-5821(直通)) (契約・支払担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 田頭 電話3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 東京インタープレイ株式会社 住所 東京都中央区京橋1丁目13番1号
契約相手方の 選定理由	本システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができないため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,011,500円(税込)
予 定 価 格	¥17,011,500円(税込)
概 要	【概要】 情報連携プラットフォームの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課システム運用管理係 森崎 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	情報連携プラットフォームの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1262)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥11,619,960円(税込)
予 定 価 格	¥11,619,960円(税込)
概 要	【概要】 庁内連携システム・情報連携PF・共通DB拡張システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課システム運用管理係 森崎 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	庁内連携システムと情報連携プラットフォーム、共通DB拡張システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,993,560円(税込)
予 定 価 格	¥4,993,560円(税込)
概 要	【概要】 ＩＣカード認証システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課システム支援調整担当 金田 03-3880-5901

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の 選定理由	本業務は、ＩＣカード認証システムの保守及び運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働させ、区のシステム運用業務を適切に支援するためには、本システムの設計、構築及び運用プログラムの開発を実施した事業者の対応が必須であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,016,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,016,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区公開鍵認証基盤の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 柳川 03-3880-5901

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の 選定理由	保守を行うためには、「電子署名法」に基づき認定を受けた認証業務を業とする特定事業者の資格を有し、かつエントラスト社のライセンスを取り扱える事業者（エントラストマスターリセラー）である必要があるため、他に委託することはできない。また、導入システムの構成を熟知しており、システム障害への対応や運用管理サポートに関して適切かつ迅速に対応できる事業者であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,353,000円(税込)
予 定 価 格	¥12,353,000円(税込)
概 要	【概要】 学校外部Eメール・ファイル共有システム・学校ホームページの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課教育情報システム担当 原田 03-3880-8014

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	当該委託作業は、足立区学校システム共通基盤の保守及び運用支援業務に付随して行うものである。現在のシステム環境で運用するにあたって、学校システム共通基盤の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、当該事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥10,243,200円(税込)
予 定 価 格	¥10,243,200円(税込)
概 要	【概要】 統合型GISシステムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課システム運用管理係 松川 03-3880-5818

契約の相手方	名称 国際航業株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
契約相手方の 選定理由	統合型GISのソフトウェア等については、ソフトウェアの著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、他に委託することはできない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥36,445,200円(税込)
予 定 価 格	¥36,445,200円(税込)
概 要	【概要】 生活保護システム（システムサポート、パッケージ保守）の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 （仕様について） 福祉部生活保護指導課情報管理担当 03-3880-5739 （契約・支払について） 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の選定理由	当該事業者は生活保護システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,732,784円(税込)
予 定 価 格	¥14,732,784円(税込)
概 要	【概要】 未就学児童施設入所者管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 子ども家庭部子ども施設入園課システム標準化担当 青野 03-3880-5873 (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 田頭 03-3880-5817

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の選定理由	未就学児童施設入所者管理システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,607,120円(税込)
予 定 価 格	¥3,607,120円(税込)
概 要	【概要】 学校保健統計システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 学校運営部学務課学校保健係 03-3880-5971 (契約について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社オレンジアーチ 住所 東京都足立区千住一丁目11番2号北千住Vビルディング7階
契約相手方の 選定理由	学校保健統計システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,460,904円(税込)
予 定 価 格	¥7,460,904円(税込)
概 要	【概要】 就学・就学援助システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 学校運営部学務課助成係 柳田 03-3880-5977 (契約について) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 小高・森崎 03-3880-5818

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス 統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	就学・就学援助システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥115,183,200円(税込)
予 定 価 格	¥115,183,200円(税込)
概 要	【概要】 税務システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 区民部課税課課税第三係 小泉 03-3880-5232 (契約担当) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 森崎・小高 03-3880-5818

契約の相手方	名称 株式会社RKKCS 住所 熊本県熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
契約相手方の 選定理由	当事業者は、税務システムソフトウェアの構築事業者であり、著作権法上、同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,120,600円(税込)
予 定 価 格	¥4,120,600円(税込)
概 要	【概要】 公害規制総合管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 環境部生活環境保全課公害規制係 03-3880-5304 (契約・支払について) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 03-3880-5818

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス 統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	本ソフトウェアは、当該事業者が開発したものであり、 他業者が保守を行うことは不可であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,128,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,128,000円(税込)
概 要	【概要】 申請管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 松川 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	申請管理システムの開発事業者であり、他の事業者では 著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,967,800円(税込)
予 定 価 格	¥2,967,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区公立保育園管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 子ども家庭部子ども施設運営課運営調整係 03-3880-5872 (契約担当) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 富士電機ITソリューション株式会社 住所 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
契約相手方の 選定理由	本業者は対象システムの開発業者であり、著作権法上、 他の事業者には保守を委託することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,894,000円(税込)
予 定 価 格	¥3,960,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区福祉・育英資金システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 福祉部福祉管理課債権係 03-3880-5731 (契約・支払について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社インテック 公共ソリューション営業部 住所 東京都江東区豊洲2丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー
契約相手方の選定理由	ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、開発業者である当該事業者のほかに委託することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥45,738,000円(税込)
予 定 価 格	¥45,738,000円(税込)
概 要	【概要】 福祉総合システム（システムサポート、パッケージ保守）の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 （仕様について） 福祉部福祉管理課福祉システム係 03-3880-6218 （契約・支払について） 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の選定理由	福祉総合システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,124,040円(税込)
予 定 価 格	¥7,124,040円(税込)
概 要	【概要】 福祉総合システムプログラムプロダクトの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 福祉部福祉管理課福祉システム係 03-3880-6218 (契約・支払について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	当事業者は福祉総合システムの構築事業者であり、著作権上同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥25,365,120円(税込)
予 定 価 格	¥25,365,120円(税込)
概 要	【概要】 住民記録及びコンビニ交付システムの保守を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 森崎 電話 03-3880-5818(直通)

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス 統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	住民記録及びコンビニ交付システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課が指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥9,319,200円(税込)
予 定 価 格	¥9,319,200円(税込)
概 要	【概要】 滞納整理（合わせ徴収）システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 森崎 03-3880-5818

契約の相手方	名称 株式会社シンク 住所 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号大博センタービル
契約相手方の選定理由	使用権・著作権の関係から、他の事業者では対応できない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課、区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥112,041,600円(税込)
予 定 価 格	¥112,041,600円(税込)
概 要	【概要】 国保、高齢医療・年金システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様に関する担当) 区民部国民健康保険課システム担当 田中 03-3880-5229 政策経営部情報システム課システム運用管理係 森崎 03-3880-5818

契約の相手方	名称 株式会社NTTデータ 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
契約相手方の 選定理由	当該事業者は国保、高齢医療・年金システムの構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区役所情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,540,000円(税込)
予 定 価 格	¥12,540,000円(税込)
概 要	【概要】 住基ネットシステムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様について) 区民部戸籍住民課システム調整 03-3880-5739 (契約・支払について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は使用権や著作権の関係から、供給元の専門技術者でなければ対応できない。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥9,212,280円(税込)
予 定 価 格	¥9,876,240円(税込)
概 要	【概要】 足立区窓口DXが常に正常動作するようにシステム運用サポート及びパッケージ保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様について) 政策経営部ICT戦略推進担当課 蒲生 03-3880-5648 (契約・支払について) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	窓口DXの構築について、公募型プロポーザルで選定された事業者であり、他事業者では同システムのサービスを提供することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,745,392円(税込)
予 定 価 格	¥12,745,392円(税込)
概 要	【概要】 庶務事務システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様について) 総務部人事課給与係 03-3880-5253 (契約について) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、ソフトウェアの供給元であるメーカーの対応が必要である。本業者は、庶務事務システムの開発業者であり、必要となる技術、知識、経験を持ち、短時間かつ確実な保守を実施することができる。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,496,440円(税込)
予 定 価 格	¥12,496,440円(税込)
概 要	【概要】 戸籍システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様について) 区民部戸籍住民課システム調整 03-3880-6033 (契約・支払について) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共 事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の 選定理由	当該事業者は戸籍システムの構築事業者であり、著作権 上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,420,699円(税込)
予 定 価 格	¥20,420,699円(税込)
概 要	【概要】 校務支援システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課 原田 03-3880-8014 (仕様に関する担当) 教育指導部学校ICT推進担当課学校ICT環境整備担当 森・鈴木 03-3880-5646

契約の相手方	名称 株式会社EDUCOM 東京本社 住所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビルディング14階
契約相手方の選定理由	本ソフトウェアの保守は、当該システムを引き続き使用するに当たり、著作権上、現在のサーバを導入したシステムベンダーでの作業が必須となり、他の事業者では本製品の保守作業が行えないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,315,070円(税込)
予 定 価 格	¥14,315,070円(税込)
概 要	【概要】 人事給与システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様について) 総務部人事課給与係 03-3880-5253 (契約・支払いについて) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、ソフトウェアの供給元であるメーカーの対応が必要である。本業者は、人事給与システムの開発業者であり、必要となる技術、知識、経験を持ち、短時間かつ確実な保守を実施することができる。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課、総務部総務課、施設営繕部 庁舎管理課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,078,438円(税込)
予 定 価 格	¥3,078,438円(税込)
概 要	【概要】 グループウェアの保守点検を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の 選定理由	上記事業者はグループウェアの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,326,320円(税込)
予 定 価 格	¥17,326,320円(税込)
概 要	【概要】 財務会計システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様に関すること) 政策経営部財政課財政担当 03-3880-5814 (契約に関すること) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 ジャパンシステム株式会社 住所 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号代々木1丁目ビル3階
契約相手方の選定理由	当該事業者は財務会計システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,849,600円(税込)
予 定 価 格	¥18,849,600円(税込)
概 要	【概要】 地域包括支援システム（システムサポート、パッケージ保守）の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 （仕様について） 福祉部高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課地域包括支援センター係 03-3880-5429 （契約・支払について） 政策経営部情報システム課 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	当該事業者は地域包括支援システム構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥37,861,560円(税込)
予 定 価 格	¥37,861,560円(税込)
概 要	【概要】 介護保険システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【仕様担当】 福祉部介護保険課 介護保険システム担当 野口 電話 03-3880-6154(直通) 【契約担当】 政策経営部情報システム課 システム運用管理係 松川 電話 03-3880-5818(直通)

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	当該事業者は介護保険システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,468,440円(税込)
予 定 価 格	¥17,468,440円(税込)
概 要	【概要】 クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 福祉部足立福祉事務所生活保護指導課情報管理担当 電話 03-3880-5739 (直通) (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817 (直通)

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の選定理由	本契約は、クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの構築業者である上記事業者が提供するLGWAN経由でのサービスを利用するため、他業者では当該業務を行うことができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	びん・缶回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥49,479,951円(単価契約)
予 定 価 格	¥49,479,951円(税込)
概 要	委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した地域の集積所等に排出されたびん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に43社の組合員を持ち、主に集団回収事業を中心として足立区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。 また、当該事業者は現在も本業務を請負い、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行しており、引き続いて業務を委託することで、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる。 よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	びん・缶回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥164,682,281円(単価契約)
予 定 価 格	¥164,682,281円(税込)
概 要	委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した集積所等に排出されたびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務および資源化物回収用のコンテナをびん・缶の搬入先との間で搬送する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に充分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負い、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行しており、引き続いて業務を委託することで安全・円滑かつ適切な履行が確保できる。 よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	古紙回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥227,655,079円(単価契約)
予 定 価 格	¥227,655,079円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、指定した地域の集積所等に排出された古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック）を普通貨物自動車（2トン車）を使用して回収し、指定搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号
契約相手方の選定理由	現在、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、古紙については、新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックを同一車両で回収している。 委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に43社の組合員を持ち、主に集団回収事業を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。また、当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。さらに、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有し、回収量の増大や臨時の搬入の場合の搬入先間の調整が円滑に行うことができる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	狭小路地等回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥43,074,614円(単価契約)
予 定 価 格	¥43,074,614円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した地域の資源回収場所・ごみ集積所に排出された資源化物「【古紙】（新聞・雑誌類・雑がみ・段ボール・紙パック）、【びん】（飲料のびんのほか、化粧品のびんを含む）【缶】（飲料水の缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）、【ペットボトル】」を受託者が軽小型貨物自動車を使用して回収し、委託者が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。 1 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 2 担当課 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	現在、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち狭小路地等については古紙、びん、缶、ペットボトルを混載して回収を行う。 委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、東京都旧清掃局の清掃事業実施時から現在にいたるまで資源回収車両を安定的かつ確実に供給し、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 また、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する事業者である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	プラスチック回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥54,179,404円(単価契約)
予 定 価 格	¥54,179,404円(税込)
概 要	足立区が区内一部地域で実施するプラスチック分別回収（モデル事業）において、足立区の指定した資源回収場所・ごみ集積所に排出されたプラスチックを受託者が小型プレス車及び軽小型車両を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL 03-3853-2142

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は現在、ペットボトル等の資源回収事業を請負っており、取り残しや中断の許されない資源回収に対して、車両の供給や回収作業を誠実かつ確実に遂行している。 また、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、足立区の希望する作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験を有するとともに、本業務を確実に履行するための車両を必要台数保有し、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142 (6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,197,025円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,197,025円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した大型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。作業効率上も圧倒的な優位性を持っており、回収場所等の区内の物理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有している。 また、当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した大型車両の導入をしているが、当該事業者は、当該車両を必要台数保有しており、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥176,991,179円(単価契約)
予 定 価 格	¥176,991,179円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した小型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142 (直通)

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 また、当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した小型車両の導入をしているが、当該事業者は当該車両を必要台数保有し、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。 さらに、当該事業者は、区内の資源回収業者の組合員が多く、当区の希望する作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	マーク購入
履 行 場 所	足立区立中央図書館（足立区千住五丁目１３番５号）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,133,250円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,133,250円(税込)
概 要	件 名 マーク購入 物 品 TRC MARC可変長Tタイプを購入。 ※TRCコードについては、足立区のオンラインに適用できるものとする。 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 担当課 地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館資料選定係 電話 03-5813-3741（係直通）

契約の相手方	名称 株式会社図書館流通センター 住所 東京都文京区大塚三丁目１番１号
契約相手方の選定理由	①図書館のシステムは「TRC MARC」を使用して稼働している。 ②「TRC MARC」の作成・販売元は株式会社図書館流通センターのみである。
担 当 課	地域のちから推進部 中央図書館
電話番号	5813-3741(6566)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	駅広場監視業務等委託
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番、別紙図面参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,025,536円(税込)
予 定 価 格	¥6,025,536円(税込)
概 要	1 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 2 履行場所 北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番） 3 内容 北千住駅西口広場の利用者が安全に利用できるよう、カメラ及びモニター等によりエスカレーター、エレベーター等の監視をし、以下の業務を行う。 （1）監視業務 （2）エレベーター・エスカレーターの発停業務等 （3）建築設備巡回点検業務 4 担当 都市建設部道路公園整備室安全設備課東部電気設備係 （電話）03-3880-5013

契約の相手方	名称 株式会社マルイファシリティーズ 住所 東京都中野区中野三丁目34番28号
契約相手方の選定理由	エスカレーター・エレベーターの警報盤及び監視カメラの制御装置が、ミルディスI番館の防災センター内にあることから、ミルディスI番館の管理会社と同一でなければならない。また、早朝深夜のエレベーターの発停及び点検業務、監視カメラによる緊急時の対応等が迅速にできることから随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5111(2235)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立伊興小学校（足立区伊興４－１６－１）外４校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥56,834,690円(税込)
予 定 価 格	¥56,834,690円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エム・ワイ・カンパニー 住所 東京都足立区綾瀬三丁目１７番２２号
契約相手方の選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立桜花小学校（足立区花畑6-4-6）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,481,600円(税込)
予 定 価 格	¥68,481,600円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社ケンズコミュニティ 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目21番16号
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和5年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立梅島第一小学校（足立区梅島３－３７－４）外 ５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ６年 ４月 １日 から 令和 ７年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ６年 ４月 １日
契約金額	¥68,480,500円(税込)
予 定 価 格	¥68,480,500円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた 清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定 ・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他 を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目２８番１０号
契約相手方の 選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、 上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中 学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が 良好な場合は原則として２回まで契約を更新することが できることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会 を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者 と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため 。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号によ る）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立足立入谷小学校（足立区入谷３－８－１）外５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,459,512円(税込)
予 定 価 格	¥68,459,512円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エースシステム 住所 東京都足立区栗原四丁目７番１５号
契約相手方の選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111 (3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立弘道小学校（足立区西綾瀬4-7-27）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,478,696円(税込)
予 定 価 格	¥68,478,696円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社グランディオサービス 住所 東京都足立区千住河原町9番7号 林電機ビル2階
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和5年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿桜小学校（足立区千住桜木１－８－１５） 外４校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ６年 ４月 １日 から 令和 ７年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ６年 ４月 １日
契約金額	¥56,694,000円(税込)
予 定 価 格	¥56,694,000円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた 清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定 ・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他 を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社ヒット 足立支店 住所 東京都足立区入谷８丁目１３番４号
契約相手方の 選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定によ り、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小 中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況 が良好な場合は原則として２回まで契約を更新すること ができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員 会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業 者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したた め。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に よる）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立北三谷小学校（足立区東和１－１７－１２）外 ４校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ６年 ４月 １日 から 令和 ７年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ６年 ４月 １日
契約金額	¥57,530,440円(税込)
予 定 価 格	¥57,530,440円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた 清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定 ・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他 を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社アスク 住所 東京都足立区綾瀬三丁目６番８号伊藤ビル２Ｆ
契約相手方の 選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定によ り、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小 中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況 が良好な場合は原則として２回まで契約を更新すること ができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員 会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業 者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したた め。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に よる）
担 当 課 電話番号	学校運営部 学校支援課 3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立古千谷小学校（足立区古千谷本町４－１２－１６）外５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,476,320円(税込)
予 定 価 格	¥68,476,320円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エム・ワイ・カンパニー 住所 東京都足立区綾瀬三丁目１７番２２号
契約相手方の選定理由	令和４年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立扇小学校（足立区扇2-30-1）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥69,766,356円(税込)
予 定 価 格	¥69,766,356円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社ケンズコミュニティ 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目21番16号
契約相手方の選定理由	令和4年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和5年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立梅島第二小学校（足立区梅田３－２７－４）外 ５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ６年 ４月 １日 から 令和 ７年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ６年 ４月 １日
契約金額	¥68,159,080円(税込)
予 定 価 格	¥68,159,080円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エースシステム 住所 東京都足立区栗原四丁目７番１５号
契約相手方の 選定理由	令和４年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立西保木間小学校（足立区西保木間４－２－１） 外５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,483,778円(税込)
予 定 価 格	¥68,483,778円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目２８番１０号
契約相手方の 選定理由	令和４年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和５年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立綾瀬小学校（足立区綾瀬3-12-15）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥72,284,850円(税込)
予 定 価 格	¥72,284,850円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社アスク 住所 東京都足立区綾瀬三丁目6番8号伊藤ビル2F
契約相手方の選定理由	令和4年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和5年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課 電話番号	学校運営部 学校支援課 3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立足立小学校（足立区足立3-11-5）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,482,920円(税込)
予 定 価 格	¥68,482,920円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社グランディオサービス 住所 東京都足立区千住河原町9番7号 林電機ビル2階
契約相手方の選定理由	令和4年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和5年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3537)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理および食材購入委託
履 行 場 所	足立区障がい福祉センター 足立区梅島三丁目3 1 番 1 9 号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	¥19,067,466円(単価契約)
予 定 価 格	¥19,067,466円(税込)
概 要	障がい福祉センター利用者への給食提供業務を行う。 1 給食の概要 (1) 一日あたりの食数(概数) 成人食40食 幼児食30食 計70食 (2) 提供日 週5日(月曜日から金曜日)ただし、センター行事で土曜日の場合あり (3) 成人食、中期食、幼児食の3メニューを提供する。 障がい者特有の栄養・健康管理が必要であるほか、利用者の中に嚥下障害がある者も多く、通常の食事では摂取不可能であり、一人ひとりに合わせた食事の提供が必要である。その他、低カロリー食や刻み食等の食事もあり、複雑かつ煩雑な食事の提供が必要である。 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	本事業者は令和2年度に競争入札により契約をした。その実績と豊富なメニュー、調理方法の配慮、利用者への栄養管理等日々創意工夫を重ね努力しており、利用者にも大変好評であるため。(4回を限度の更新の4回目)
担 当 課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿小学校 足立区千住宮元町6-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥34,129,447円(税込)
予 定 価 格	¥34,129,447円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿小学校 足立区千住宮元町6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿本町小学校 足立区千住3-30
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥22,395,120円(税込)
予 定 価 格	¥22,395,120円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿本町小学校 足立区千住3-30 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿双葉小学校 足立区千住大川町17-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,958,000円(税込)
予 定 価 格	¥23,958,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿双葉小学校 足立区千住大川町17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥26,637,600円(税込)
予 定 価 格	¥26,637,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿桜小学校 足立区千住桜木1-8-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,621,600円(税込)
予 定 価 格	¥21,621,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿桜小学校 足立区千住桜木1-8-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西新井第二小学校 足立区西新井4-34-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,846,000円(税込)
予 定 価 格	¥21,846,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 西新井第二小学校 足立区西新井4-34-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西伊興小学校 足立区伊興2-6-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,896,714円(税込)
予 定 価 格	¥28,896,714円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 西伊興小学校 足立区伊興2-6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	本木小学校 足立区本木北町7-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,362,000円(税込)
予 定 価 格	¥21,362,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 本木小学校 足立区本木北町7-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	扇小学校 足立区扇2-30-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,910,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,910,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 扇小学校 足立区扇2-30-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	鹿浜第一小学校 足立区谷在家2-24-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥29,708,063円(税込)
予 定 価 格	¥29,708,063円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 鹿浜第一小学校 足立区谷在家2-24-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サン エービル2階
契約相手方の 選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	皿沼小学校 足立区皿沼1-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,687,600円(税込)
予 定 価 格	¥21,687,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 皿沼小学校 足立区皿沼1-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	新田学園 足立区新田3-30-16
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥67,937,595円(税込)
予 定 価 格	¥67,937,595円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 新田学園 足立区新田3-30-16 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	舎人第一小学校 足立区舎人6-4-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,042,283円(税込)
予 定 価 格	¥23,042,283円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 舎人第一小学校 足立区舎人6-4-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	足立入谷小学校 足立区入谷3-8-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,925,600円(税込)
予 定 価 格	¥17,925,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 足立入谷小学校 足立区入谷3-8-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	梅島小学校 足立区梅田7-35-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥32,868,000円(税込)
予 定 価 格	¥32,868,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 梅島小学校 足立区梅田7-35-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,536,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,536,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	島根小学校 足立区島根3-28-11
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥30,782,400円(税込)
予 定 価 格	¥30,782,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 島根小学校 足立区島根3-28-11 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	中島根小学校 足立区島根2-9-22
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,509,200円(税込)
予 定 価 格	¥23,509,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 中島根小学校 足立区島根2-9-22 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社CTMサプライ 住所 東京都台東区西浅草三丁目4番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,295,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,295,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗島小学校 足立区青井6-13-10
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,184,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,184,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 栗島小学校 足立区青井6-13-10 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	平野小学校 足立区平野3-6-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,845,800円(税込)
予 定 価 格	¥23,845,800円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 平野小学校 足立区平野3-6-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	弥生小学校 足立区中央本町2-5-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,750,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,750,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 弥生小学校 足立区中央本町2-5-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥32,450,000円(税込)
予 定 価 格	¥32,450,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東加平小学校 足立区加平1-12-12
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥25,436,400円(税込)
予 定 価 格	¥25,436,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 東加平小学校 足立区加平1-12-12 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 メリックス株式会社 住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	中川小学校 足立区大谷田3-17-20
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥22,281,600円(税込)
予 定 価 格	¥22,281,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 中川小学校 足立区大谷田3-17-20 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	北三谷小学校 足立区東和1-17-12
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,700,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,700,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 北三谷小学校 足立区東和1-17-12 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトワ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	大谷田小学校 足立区中川4-41-27
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,260,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,260,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 大谷田小学校 足立区中川4-41-27 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 中央エンタープライズ株式会社 住所 東京都荒川区荒川三丁目73番2号松本ビル306
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	長門小学校 足立区中川1-19-32
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,252,400円(税込)
予 定 価 格	¥17,252,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 長門小学校 足立区中川1-19-32 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑小学校 足立区南花畑3-22-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,530,520円(税込)
予 定 価 格	¥21,530,520円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 花畑小学校 足立区南花畑3-22-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,843,360円(税込)
予 定 価 格	¥21,843,360円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花保小学校 足立区南花畑2-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥27,192,000円(税込)
予 定 価 格	¥27,192,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 花保小学校 足立区南花畑2-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	六木小学校 足立区六木3-21-11
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,420,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,420,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 六木小学校 足立区六木3-21-11 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西保木間小学校 足立区西保木間4-2-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,433,600円(税込)
予 定 価 格	¥20,433,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 西保木間小学校 足立区西保木間4-2-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥26,334,000円(税込)
予 定 価 格	¥26,334,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年1月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥27,390,000円(税込)
予 定 価 格	¥27,390,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿桜堤中学校 足立区柳原2-49-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,468,000円(税込)
予 定 価 格	¥28,468,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿桜堤中学校 足立区柳原2-49-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トウショク 住所 東京都江東区亀戸六丁目14番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,667,902円(税込)
予 定 価 格	¥18,667,902円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第四中学校 足立区梅島1-2-33
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥42,134,400円(税込)
予 定 価 格	¥42,134,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第四中学校 足立区梅島1-2-33 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第五中学校 足立区西新井本町2-3-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥16,796,076円(税込)
予 定 価 格	¥16,796,076円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第五中学校 足立区西新井本町2-3-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第七中学校 足立区関原3-32-14
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,671,200円(税込)
予 定 価 格	¥20,671,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第七中学校 足立区関原3-32-14 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第九中学校 足立区梅田6-32-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,408,000円(税込)
予 定 価 格	¥23,408,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第九中学校 足立区梅田6-32-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十中学校 足立区梅島3-23-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥25,554,111円(税込)
予 定 価 格	¥25,554,111円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第十中学校 足立区梅島3-23-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東京天竜 住所 東京都文京区本郷二丁目27番20号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十一中学校 足立区弘道1-38-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,168,921円(税込)
予 定 価 格	¥28,168,921円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第十一中学校 足立区弘道1-38-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十三中学校 足立区神明南1-16-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥29,660,400円(税込)
予 定 価 格	¥29,660,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 第十三中学校 足立区神明南1-16-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東綾瀬中学校 足立区東綾瀬1-5-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥30,544,800円(税込)
予 定 価 格	¥30,544,800円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 東綾瀬中学校 足立区東綾瀬1-5-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	青井中学校 足立区青井4-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,444,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,444,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 青井中学校 足立区青井4-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑中学校 足立区花畑1-31-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,143,200円(税込)
予 定 価 格	¥20,143,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 花畑中学校 足立区花畑1-31-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	蒲原中学校 足立区東和3-17-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥23,585,100円(税込)
予 定 価 格	¥23,585,100円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 蒲原中学校 足立区東和3-17-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社CTMサプライ 住所 東京都台東区西浅草三丁目4番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	伊興中学校 足立区伊興5-17-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥29,535,000円(税込)
予 定 価 格	¥29,535,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 伊興中学校 足立区伊興5-17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗島中学校 足立区中央本町5-23-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,600,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,600,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 栗島中学校 足立区中央本町5-23-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	入谷南中学校 足立区入谷1-24-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,947,180円(税込)
予 定 価 格	¥19,947,180円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 入谷南中学校 足立区入谷1-24-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 東都給食株式会社 住所 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	六月中学校 足立区六月1-30-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,618,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,618,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 履行場所 六月中学校 足立区六月1-30-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和5年11月14日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	辰沼保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,589,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,589,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(辰沼保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	おおやたこども園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,512,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,512,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所（おおやたこども園）において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者へ委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	いりや第二保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,444,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,444,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(いりや第二保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 イフスコヘルスケア株式会社 住所 東京都文京区後楽一丁目1番10号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	新田わかば保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,520,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,520,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(新田わかば保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 ソシオフードサービス株式会社 住所 東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町東10F
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	上沼田保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,064,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,064,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(上沼田保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社ニッコトラスト 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	平野保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,576,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,576,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(平野保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社ニッコトラスト 住所 東京都江東区新木場一丁目18番6号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	保木間保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,480,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,480,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(保木間保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	元宿こども園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥31,270,800円(税込)
予 定 価 格	¥31,270,800円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(元宿こども園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	加賀保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥20,680,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,680,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(加賀保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	南保木間保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,642,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,642,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(南保木間保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和6年4月1日から令和7年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レパスト 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
契約相手方の 選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者へ委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区民農園管理委託
履 行 場 所	伊興三丁目ファーム（足立区伊興三丁目１３番）外１３農園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,359,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,359,000円(税込)
概 要	区が設置している区民農園の巡回・管理を行うことによって、附帯設備等の状態確認・点検を行い、破損等を察知し、迅速且つ適切な対応ができるとともに、農園内の通路等共用部分及び民地境等周辺の管理を行う。さらに、農園利用者に対する連絡・周知事項の提出、トイレ清掃、草刈除草、生垣・樹木の剪定を行う。 また、利用者に対し、食料、農業、園芸相談を行うことによって、農業知識の普及・啓発を図る。

契約の相手方	名称 東京スマイル農業協同組合 住所 東京都葛飾区白鳥４丁目１１番１７号
契約相手方の選定理由	本業務を委託するにあたって、以下の条件を満たす必要がある。 （１）農作物の栽培方法、農薬・肥料についての知識・経験が豊富である。 （２）農園内施設の適正管理を行うとともに、利用者に対して、栽培についての助言をすることができる。 （３）利用者の食の安全、食料・農業に関する理解を深めることができる。 以上の条件を満たすものがほかになく、また令和５年度の業務内容が良好であったと認められるため、東京スマイル農業協同組合と随意契約を締結する。
担 当 課	産業経済部 産業振興課
電話番号	3880-5111(3662)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	区立千寿本町小学校外41校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,575,336円(税込)
予 定 価 格	¥19,575,336円(税込)
概 要	【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法、不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校施設管理課管理係 TEL3880-5965

契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課 電話番号	学校運営部 学校施設管理課 3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	区立第一中学校外 26 校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	¥12,308,692円(税込)
予 定 価 格	¥12,308,692円(税込)
概 要	概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法、不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校施設管理課管理係 TEL3880-5965

契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。 日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。 以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	西新井第一小学校外12校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,263,400円(税込)
予 定 価 格	¥6,263,400円(税込)
概 要	【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法、不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校施設管理課管理係 TEL3880-5965

契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 城東支社 住所 東京都台東区東上野一丁目1番12号栗橋ビル
契約相手方の選定理由	機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。 日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。 以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	綾瀬障がい福祉施設（足立福祉事務所東部福祉課、綾瀬福祉園）足立区東綾瀬一丁目26番2号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,473,518円(税込)
予 定 価 格	¥4,920,869円(税込)
概 要	【概要】 施設の各事務室及び廊下・トイレ部分の清掃及び衛生保持業務を「維持保全業務標準仕様書」及び「建物清掃業務委託特記仕様書」に基づいて実施する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 足立福祉事務所東部福祉課庶務係 電話03（3605）7105

契約の相手方	名称 （福）あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の選定理由	上記団体は、障がい者用の就労移行支援を行う就労継続支援施設を運営しており、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき定められた「足立区障害者就労施設等からの調達方針」（以下「調達方針」という。）の対象となる団体である。清掃業務は調達方針の対象となる役務で、地方自治法令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約での調達を推進していることから、障がい者の自立助長のため、上記団体との随意契約を依頼する。
担 当 課 電話番号	福祉部 足福・東部福祉課 3605-7105(6661)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	足立区千住庁舎 足立区千住仲町19番3号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,326,200円(税込)
予 定 価 格	¥5,326,200円(税込)
概 要	【概要】足立区千住庁舎の利用者が快適に利用できる環境を維持するため、日常の清掃業務を行う。 【期間】令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】衛生部 足立保健所 千住保健センター 庶務係 電話03-3888-4279

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の選定理由	平成15年度から、精神障害者の就労の場の拡大と、就労訓練の場の提供を図るため、区の施策として就労支援事業に位置づけ実施している。 また本団体は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する精神障害者関係団体で区内唯一の社会福祉法人であり、昨年度の清掃委託の実績とあわせ信頼できる団体である。
担 当 課 電話番号	衛生部 足保・千住保健 3888-4279(86455)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	足立福祉事務所西部福祉課・押皿谷住区センター（足立区鹿浜八丁目27番15号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,923,716円(税込)
予 定 価 格	¥5,923,716円(税込)
概 要	【概要】 本清掃は定期清掃を除く、保健衛生の管理と良好な執務環境の保全を図るためのものである。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 足立福祉事務所西部福祉課庶務係 電話3897-5011

契約の相手方	名称 (福) あだちの里 住所 東京都足立区竹の塚7-19-7
契約相手方の 選定理由	平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体等が優先して障害者就労施設等からの物品等調達を推進するよう、努めなければならない。 当事業者は、足立区内で多くの障がい者施設（事業）を経営している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当している。障がい者施設等からの役務の提供を受ける契約を結ぶときは、随意契約によることができる。日常清掃については、当事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	福祉部 足福・西部福祉課
電話番号	3897-5012(4591)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	神明障がい福祉施設（足立区神明南二丁目6番18号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,771,324円(税込)
予 定 価 格	¥4,771,324円(税込)
概 要	1 履行場所 ・ 建物名称 神明障がい福祉施設 ・ 住 所 足立区神明南二丁目6番18号 2 履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 3 委託内容 当該建物の日常清掃業務を行う。業務は特記仕様書によるほか、「足立区維持保全業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という）」による。 4 適用範囲 特記仕様書は、標準仕様書に定めのない事項又はこれにより難い事項について定める。特記仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。 5 作業内容

契約の相手方	名称 （福）あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の選定理由	平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体等が優先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、努めなければならない。 当事業者は、足立区内で多くの障がい者施設（事業）を経営している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当している。障がい者施設等からの役務の提供を受ける契約を結ぶときは、随意契約によることができる。
担 当 課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5111(1964)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	竹の塚保健センター指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,194,840円(税込)
予 定 価 格	¥3,194,840円(税込)
概 要	【業務内容】当該建物の日常清掃を行う。 【建物概要】 構造：鉄筋コンクリート造 地下1階地上27階の2階部分 用途：保健センター，休日応急診療所及び休日応急歯科診療所 敷地面積：2,618㎡ 建築面積：2,618㎡ 延床面積：2,618㎡(実効面積：2,254㎡) 【日常清掃】平日の月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで 祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く (1)床清掃(2)ごみ収集(3)壁面清掃(4)扉清掃

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 足保・竹の塚保健
電話番号	38555082(851101)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物総合管理委託
履 行 場 所	悠々会館（足立区西保木間四丁目9番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,520,000円(税込)
予 定 価 格	¥3,520,000円(税込)
概 要	【概要】 悠々会館の消防設備、空調設備等の保守点検を行う。 【履行期間】 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで 【担当課】 地域のちから推進部住区推進課住区管理係 電話03-3880-5090

契約の相手方	名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 住所 東京都品川区北品川五丁目5番15号
契約相手方の選定理由	隣接スイムスポーツセンターの設備管理用コンピューターと業者管理センターとの間を電話回線で結び、遠隔操作で設備を運転・監視できるシステムとなった。老人会館もこのシステムに組み込まれているため、スイムスポーツセンターと異なる業者だと集中管理ができなくなる。
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園等清掃委託
履 行 場 所	一ツ家第一公園（足立区一ツ家四丁目16番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥13,002,810円(単価契約)
予 定 価 格	¥13,002,810円(税込)
概 要	【概要】一ツ家第一公園の適正な管理を目的として、園内清掃、冬期落ち葉時期清掃、草刈、引継ぎ公園清掃、草刈及びゴミ（一般廃棄物、産業廃棄物、資源）の集積、搬出又は指定場所への搬入を行う。尚、産業廃棄物については搬出せず発注者に報告すること。 清掃 年52回 冬期落ち葉時期清掃 年 8回 草刈 年 6回 【契約期間】令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第三係 電話03（3880）5011

契約の相手方	名称 企業組合労協センター事業団 足立支店 住所 東京都足立区南花畑二丁目33番16号
契約相手方の選定理由	上記事業者は、非営利・協働のネットワークを広げることを経営理念とし、高齢者に働く機会を与え、地域社会への貢献を主な目的として活動している。高齢者の就業の機会確保の観点から、上記事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2832)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園等清掃委託
履 行 場 所	毛長川遊歩道・保木間公園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥9,214,153円(単価契約)
予 定 価 格	¥9,214,154円(税込)
概 要	【概 要】 毛長川遊歩道及び保木間公園の適正な管理を目的として、園内清掃及びゴミ（一般廃棄物、産業廃棄物、資源）の集積、搬出又は指定場所への搬入を行う。 【契約期間】令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担 当】都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03(3880)5314(直通)

契約の相手方	名称 企業組合労協センター事業団 足立支店 住所 東京都足立区南花畑二丁目33番16号
契約相手方の選定理由	当事業者は、非営利・協働のネットワークを広げることを経営理念とし、高齢者に働く機会を与え、地域社会への貢献を主な目的として活動している。高齢者の就業の機会確保の観点から、当事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5314(2564)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公共施設資源化物回収委託
履 行 場 所	足立区立青井小学校ほか133カ所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥11,235,224円(税込)
予 定 価 格	¥11,235,224円(税込)
概 要	【概要】 青井小学校ほか133カ所から発生した古紙類、びん、かん類を回収し、リサイクルルートにのせる。 回収日程 毎月 第2、第4水曜日（4月・3月は第2、第3、第4水曜日） 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校運営部 学務課 学校給食係 電話3880-5975

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号
契約相手方の選定理由	①同組合は、区内134カ所以上の公共施設の資源化物を1日で回収が可能である。 ②同組合は、回収から処理まで一体的に実施することができる区内唯一の協同組合事業者である。 【自治法施行令167条の2第1項2号該当】
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公共施設資源化物回収委託
履 行 場 所	青井住区センター（足立区青井五丁目１１－４０番１０１号）外９２か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,183,176円(税込)
予 定 価 格	¥7,183,176円(税込)
概 要	【概要】 青井住区センター（足立区青井五丁目１１－４０番１０１号）外９２か所の資源ゴミの回収を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで 【担当】 地域のちから推進部住区推進課住区管理係 電話：３８８０－５０９０（直通） ＦＡＸ：３８８０－５６０３

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木２－１６－１２ ライフハウスⅡ１０２号
契約相手方の選定理由	①同組合は、区内９０か所以上の公共施設の資源化物を１日で回収が可能である。 ②同組合は、回収から処理まで一体的に実施することができる区内唯一の協同組合事業者である。 ③資源化物回収委託契約の締結にあたっては、処理委託契約を同じ事業者と別途契約する必要があるが、処理委託契約の契約請求は学務課が一括して担当するため、他の事業者に回収を委託することができない。
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	「公社ニュース トキメキ」記事掲載委託
履 行 場 所	産業政策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥21,164,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥21,164,000円(税込)
概 要	【概要】 1. 「公社ニュース トキメキ」に年間予定200段分(毎月16段+特集月年2回20段)の情報を掲載。 掲載記事は、産業経済部より提供される記事原稿および受託者独自取材により作成。 2. 本委託には、区が提供する記事原稿の編集・レイアウト・校正、受託者が取材する記事に係る経費等を含む。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 産業経済部産業政策課管理係 03-3880-5182(直通)

契約の相手方	名称 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 住所 東京都足立区千住一丁目5番7号あだち産業センター2階
契約相手方の選定理由	「公社ニュース トキメキ」は区内全戸に配布されており、地域の社会、産業、生活を中心に暮らしに役立つ情報誌として発行されている。この情報誌に区内産業の活性化を図るため、タウン情報のほか産業情報として区の施策や効果を掲載し周知する。 については、発行元である公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターに掲載を委託する。
担 当 課	産業経済部 産業政策課
電話番号	3880-5111(3613)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場クリーン作業委託
履 行 場 所	都市建設部 東部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,226,850円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,226,850円(税込)
概 要	【概要】 本委託は、区内公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 更生保護法人清和会 他5者 住所 東京都足立区本木二丁目15番16号
契約相手方の選定理由	本委託による作業は、足立区内約340か所の砂場について、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等の迷惑行為があった場合、利用者の安全を確保するため、緊急を要する作業が多い。履行可能な事業者は上記6者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記6者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 更正保護法人清和会・(有)陸興業・(株)丸三興業・浅香園芸(株)・(株)環境クリーン・セントラル企画(有)
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場クリーン作業委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,597,100円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,597,100円(税込)
概 要	【概 要】 本委託は、区内公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担 当】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03(3880)5314(直通)

契約の相手方	名称 セントラル企画有限会社 他5者 住所 東京都練馬区関町東一丁目6番8号
契約相手方の選定理由	本委託による作業は、足立区内約340か所の砂場について、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等の迷惑行為があった場合、利用者の安全を確保するため、緊急を要する作業が多い。また、履行可能な事業者は上記6者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記6者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 全6社 セントラル企画有限会社 更生保護法人清和会 有限会社睦興業 株式会社丸三興業 浅香園芸株式会社 株式会社環境クリーン
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・西部道公維持課 3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場砂補充委託
履 行 場 所	都市建設部 東部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,325,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,325,000円(税込)
概 要	【概要】 本委託は、区立公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 ガラス破片等の異物混入、踏圧等による砂の固結、砂の不足等に対処するため作業を実施する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 有限会社睦興業 他1者 住所 東京都足立区一ツ家三丁目22番16号
契約相手方の選定理由	本委託による作業は、足立区内約340か所の砂場について、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等の迷惑行為があった場合、利用者の安全を確保するため、緊急を要する作業が多い。履行可能な事業者は上記2者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) (有)睦興業・セントラル企画(有)
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場砂補充委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,721,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,721,000円(税込)
概 要	【概 要】 本委託は、区立公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 ガラス破片等の異物混入、踏圧等による砂の固結、砂の不足等に対処するため作業を実施する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担 当】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03(3880)5314(直通)

契約の相手方	名称 有限会社睦興業 他1者 住所 東京都足立区一ツ家三丁目22番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、砂の補充量に変動があり、ガラス混入などの緊急依頼も多く、迅速な対応が可能である事業者を選定している。また、履行可能な事業者は上記2者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) (有)睦興業・セントラル企画(有)
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	施設使用料等収納代行委託
履 行 場 所	受託者の提供するコンビニ決済サービスを実施するコンビニエンスストア
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,589,532円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,589,532円(税込)
概 要	1 概要 施設予約システムで取り扱う施設使用料、教室・講座受講料、チケット販売料について、コンビニ収納に係る事務を委託する。 2 履行場所 受託者の提供するコンビニ決済サービスを実施するコンビニエンスストア 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 4 担当 生涯学習支援課 生涯学習支援第一係 西尾

契約の相手方	名称 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号渋谷フクラス
契約相手方の選定理由	平成24年12月6日「政策経営部プロポーザル選定委員会（足立区新施設予約システム開発業務委託）」において特定された事業者（24足政情発第1441号）である株式会社富士通システムズ・イーストが提案した収納代行業者である。 上記システムにおいてコンビニ収納を実現するため、収納代行業者と契約を行う必要があるが、コンビニ収納は、システムとの連携が不可欠である。システム開発事業者の提案した業者以外と契約した場合、システムとの連携を構築するために数百万円の改修費と半年程度の改修期間が必要となる。したがってシステム開発事業者提案した事業者と随意契約を締結する。
担 当 課	地域のちから推進部 生・生涯学習支援課
電話番号	3880-5111(3351)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	紙おむつ給付業務委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥32,451,606円(単価契約)
予 定 価 格	¥34,138,071円(税込)
概 要	ねたきり等の高齢者、又は重度心身障がい者（児）の方に、紙おむつ等の支給を行う。高齢者地域包括ケア推進課が年度当初に対象者データを委託事業者に引き渡す。新たな対象者や、資格喪失者等は毎月データを引き渡す。委託事業者は対象者（又は家族等）から商品変更の連絡があった場合はデータを変更処理し、足立区内の指定された場所に毎月15～21日までに紙おむつ等を配送する。 担当課 高齢者地域包括ケア推進課 在宅支援係 電話 3880-5257

契約の相手方	名称 株式会社成玉舎 東京営業所 住所 東京都江戸川区篠崎町七丁目9番16号
契約相手方の選定理由	重度心身障がい者を対象とする紙おむつ給付業務委託については、予算が心身障がい者福祉費であり、高齢者を対象とする紙おむつ給付業務委託については、予算が老人福祉費である。このため別々に契約をしている。 障がい者を対象とした資格を喪失した者が高齢者を対象とした資格を有している場合、または、その逆の場合において、それぞれの事業に移行することとなる。高齢者を対象とする紙おむつ給付業務の単価契約（競争入札）の受託者と、重度心身障がい者を対象とする紙おむつ給付業務の受託者が別々になるとすると、自己負担が生じている者について、同じ商品であっても事業が移行したことによってその費用が違ってくる可能性がある。このことが生じないよう、契約課へ紙おむつ給付業務委託の随意契約の依頼をする。
担 当 課 電話番号	福祉部 高・高齢包括ケア課 3880-5111(1965)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥80,565,892円(単価契約)
予 定 価 格	¥80,565,892円(税込)
概 要	【概要】 区が一部地域で分別回収したプラスチック類を自らの施設に引き取り、指定法人が定める引き取り品質に適合するように選別等の処理を行ったうえで、指定法人に引き渡すまで保管すること。また、処理ヤード内における業務を、安全かつ効率的に行うものとする。業務内容については、別紙「業務指示書」のとおりである。ただし、業務の遂行上、当然必要な事項は、明記されていない場合であっても、委託者と協議し、受託者の負担において実施すること。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 03-3853-2146

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	令和6年1月10日に実施したモデル地区におけるプラスチック分別回収事業実施に伴う資源化委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、上記事業者の提案内容が特定された。提案書募集の際に履行期間が、令和6年4月1日～令和7年3月31日となっているため、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥57,841,212円(単価契約)
予 定 価 格	¥57,841,212円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業で回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者引き渡す業務を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 大谷清運株式会社 住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号
契約相手方の選定理由	当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の設置許可を要する施設（大谷清運リサイクルリポーン、足立区入谷九丁目4番13号）を区内に所有し、かつ、現在も本業務を請負っていて、誠実かつ確実に業務を遂行している。 また、当該事業者の施設は区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の北西部における搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥9,736,617円(単価契約)
予 定 価 格	¥9,736,617円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者引き渡す業務を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することにより需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、ペットボトルについては、平成17年度当初より、区内全域の資源回収場所・ごみ集積所での分別回収を実施しているが、円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。 当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の設置許可を要する施設（足立営業所、足立区入谷八丁目10番29号）を区内に保有している搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥74,881,767円(単価契約)
予 定 価 格	¥74,881,767円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収した資源化物（びん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）・ペットボトル）を再資源化するため、品目ごとに選別、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者を引き渡すこと、および資源化物回収用のコンテナを洗浄すること。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶の搬入実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設が北千住地域及び小台、宮城地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の南部における搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥17,222,759円(単価契約)
予 定 価 格	¥17,222,759円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アイ・エス産業 住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、びん・缶については、現在、同一車両で混載方式にて回収しているため、びん・缶双方が搬入できる資源化施設が必須条件であり、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要である。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行している。また、当該事業者の施設は、国道4号線より西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の西部における唯一の搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,703,644円(単価契約)
予 定 価 格	¥28,703,644円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 中村ガラス株式会社 住所 東京都足立区本木一丁目13番16号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、びん・缶については、現在、同一車両で混載方式にて回収しているため、びん・缶双方が搬入できる資源化施設が必須条件であり、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要である。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶の搬入実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設は、国道4号線より東部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の東部における唯一の搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,100,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥12,100,000円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収した古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック）を再資源化するため、紐切り、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 電話03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号
契約相手方の選定理由	資源化事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、中断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に43社の組合員をもち、主に集団回収を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。 また、当該事業者は、行政回収している古紙を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行しており、業務指示書に沿って資源化を受託できる施設を多く保有している。 さらに、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要であるが、当該事業者は、区の全域において直納問屋等古紙を扱う組合員が多く、搬入先の箇所数について圧倒的な優位性があり、融通性も確保できる唯一の事業者である。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,365,649円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,365,649円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみのうち、細分化した選別等による高品質化のうえ資源化対象とした不燃ごみを梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡すこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の選定理由	資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 今回、選別等の高品質化をした不燃ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。 当該事業者は、梱包・保管を行うための処理能力を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートを有している。 また、当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における唯一の搬入先として重要な施設である。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥211,974,075円(単価契約)
予 定 価 格	¥211,974,075円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみ、粗大ごみ及び持込みされた粗大ごみのうち資源化対象としたものを再利用事業者引き渡すことで、ごみの再資源化及び減量を図ることを目的とする。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146(直通)

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。今回、選別等の高品質化をした不燃ごみ、および粗大ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。当該事業者は、破碎・梱包を行うための機械を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートも有している。現在も選別等の高品質化をした不燃ごみ、及び粗大ごみ(金属類・木材・布団)の資源化について行っており、区の依頼や連絡に対して誠実かつ確実に履行している。また、足立区全域の不燃ごみや、資源対象の粗大ごみの全てを搬入、破碎・梱包・保管等を行う処理能力があり、円滑かつ確実に、効率的に行うことが可能な施設を足立区内に保有しているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

218110-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	特別メール便配達委託
履 行 場 所	契約課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,935,460円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,935,460円(税込)
概 要	

契約の相手方	名称 株式会社スリーエム 住所 東京都足立区南花畑2-36-15
契約相手方の 選定理由	(株)スリーエムのメール便は100通以上からの集荷対応となるが、1kg以内の料金は@43円～67円(税抜)であり、他社に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるため。
担 当 課	総務部 契約課
電話番号	3880-5111(1453)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自転車等駐車場設備保守・遠隔操作及び管理業務委託
履 行 場 所	北千住北自転車駐車場（千住旭町42番2号）外1ヶ所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,795,501円(税込)
予 定 価 格	¥19,795,501円(税込)
概 要	1 概要 (1) 履行場所 ①北千住北自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号） ②北千住西口自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号） (2) 主な契約内容 ①「足立区営自転車等駐車場管理運営要綱」に基づく事務受付（定期利用受付、一時利用受付等） ②自転車駐車場の管理 ③金銭取扱事務 ④遠隔監視業務および管理システム等設備機器保守・点検 2 期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

契約の相手方	名称 ルミネクリエーツ 住所 東京都新宿区西新宿一丁目19番5号
契約相手方の選定理由	選定業者は、監視業務の知識に関しては実績や信頼があり、同じ建物内にある駐車場管理運営及び監視業務も実施している。監視業務の管理を一体化することにより効率的に業務を行うことができる。
担 当 課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2281)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自動車賃借
履 行 場 所	総務課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,140,040円(税込)
予 定 価 格	¥12,140,040円(税込)
概 要	1 契約内容 車両41台の賃貸借及びメンテナンス 2 借入期間 39台 令和6年4月1日～令和7年3月31日(12か月) 2台 令和6年4月1日～令和6年9月30日(6か月) 3 車種等 ①ミニキャブミーブ 8台 ②ハイゼット 5台 ③サクシード 11台 ④ミラ 14台(このうち2台は借入期間6か月) ⑤エスクァイア 1台 ⑥ハイエース 2台

契約の相手方	名称 三菱オートリース株式会社 公共営業部 住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号
契約相手方の選定理由	車両計画管理車両の賃借について上記事業者と締結している契約は、令和6年3月31日をもって満了する。次期車両の選定にあたり、環境配慮車両の発売を待つことにするため、現行車種を使用することになった。 新規で1年間現行車種の賃借を競争で行う場合に比べ、上記事業者から現行車種を再リースする場合、価格に優位性があるため随意契約を依頼したい。なお、車両維持管理が適切に行われていることもあり、引き続きこの車両を使用することに問題はない。
担 当 課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1315)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	巡回入浴業務委託
履 行 場 所	障がい福祉課指定場所（足立区内対象者自宅）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,526,940円(単価契約)
予 定 価 格	¥28,526,940円(非課税)
概 要	【概要】 入浴困難な在宅の重度身体障がい者（以下「対象者」という。）に対し、入浴車を派遣し入浴業務を行う。 ・履行場所 障がい福祉課の指定する場所（足立区内対象者自宅） ・対象者1人につき年52回を限度とし、1ヶ月あたりの上限は5回までとする。 ・対象者に対し、洗体・洗髪・洗顔を行う。入浴後は対象者の身体を十分に拭き取る。 【契約期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 【担当課】 福祉部障がい福祉課障がい給付係 電話（03）3880-5472（直通）

契約の相手方	名称 株式会社大起エンゼルヘルプ 他3者 住所 東京都荒川区東尾久一丁目1番4号 5階
契約相手方の選定理由	下記4者を選定する。 ・株式会社大起エンゼルヘルプ 荒川区東尾久1-1-4 5階 ・アースサポート株式会社 渋谷区本町1-4-14 ・アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区10-8-1 ・合同会社i.（いい湯だな城北） 足立区南花畑4-3-1 マスカレードA号棟101 【選定理由】 入浴を安全に行うため、看護師や介護士の確保が必須であり、1者あたりの受け入れ人数に限られる。常に安定して利用者を受け入れる体制を整える必要があり、そのためには履行业者が複数必要である。 同内容の事業を実施している事業者10者に確認を行ったが、履行可能と回答した事業者は上記4者のみであった。 既存事業者に継続して履行をさせることで、安全・円滑かつ適切な履行が確保できると認められる。 そのため、4事業者との特命随意契約を締結したい。
担 当 課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5472(1996)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	職員定期健康診断委託
履 行 場 所	足立区役所指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥87,030,944円(単価契約)
予 定 価 格	¥87,030,944円(税込)
概 要	定期健康診断委託 職員の健康状態を調査し、その結果から疾病の早期発見、疾病予防、積極的な健康づくりを進めるとともに、健康障害を防止するための職場環境や業務の改善につなげることを目的とする。 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 担当課 人事課 健康増進係 03-3880-5254 内線1437

契約の相手方	名称 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ 住所 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング1階・2階
契約相手方の 選定理由	令和2年度契約で「31足総人発第4015号 足立区長決定」により指名競争入札を実施した結果、同事業者と契約するに至った。その決定において、データの継続性の確保等の理由から、特段の問題が無ければ5年を限度とする継続選定期間（令和6年度契約まで）を設定しており、同事業者は健康診断の実施状況等を鑑みるに優良な事業者と認められる為、引続き選定するものである。なお令和6年度契約は、5年の内の5年目となる。
担 当 課	総務部 人事課
電話番号	3880-5111(1435)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	人材派遣
履 行 場 所	足立清掃事務所（足立区東伊興三丁目23番9号）
分類業務区分	人材派遣
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥112,567,543円(単価契約)
予 定 価 格	¥112,567,543円(税込)
概 要	安定した収集作業体制を確保するため、ごみ収集作業に従事する収集作業員について、労働者派遣法による人材派遣を活用する。 【契約期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 電話03-3880-2142（直通）

契約の相手方	名称 有限会社タブレット 住所 東京都台東区根岸三丁目25番6号タブレット根岸ビル
契約相手方の選定理由	ごみの収集作業を安定的に行うため、日々雇用者の供給システムが存在し、欠員を生じさせていないことが必須条件である。 当該事業者は、清掃事業従事者の派遣経験があり、定款に清掃事業関連事業派遣を規定し、誠実かつ確実に業務を遂行している実績がある。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	図書館用図書整理委託
履 行 場 所	千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外101校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥8,514,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥8,514,000円(税込)
概 要	1 委託内容：新規に購入した図書の装備（フィルムコーティング除く） 2 予定数量：64,500冊 3 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 4 履行場所：千寿小学校外101校 5 担 当：学校支援課学校経理係 佐川（電話：3880-5483）

契約の相手方	名称 足立書店協同組合 住所 東京都足立区竹の塚六丁目4番-5-4号
契約相手方の選定理由	区立小・中学校の図書室には、貸し出し時や図書の検索・管理等で使用するため、（株）トーハン社製の学校図書館管理システム「探検隊」が導入されており、システムへの登録の際必須となる書誌データを保存したCDを作成可能な事業者が指定する事業者のみであるため。
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	水路・排水施設等清掃委託
履 行 場 所	東部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,660,774円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,660,774円(税込)
概 要	【概要】 1 集水桝・導水管・U字溝などの清掃 2 浸透桝・浸透管などの清掃 3 親水施設（水路、滝、池、地下貯水槽など含む）の清掃、土砂や苔、水垢などが溜まった部分を 高圧洗浄車やデッキブラシ等で清掃して、堆積物をバキューム車で除去する。発生物は運搬・処分する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係

契約の相手方	名称 エンドウ・エコレイズ株式会社 他6者 住所 東京都足立区西新井六丁目27番16号
契約相手方の選定理由	現場が管内一円で作業量が多く、1社では受注しきれない。また、エリア別の契約とすると、特定か所で作業が集中することもあり、対応が困難になる。そのため、複数業者と契約することが必要となる。 また、履行可能な事業者は上記7者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記7者と特命随意契約を締結したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当） エンドウ・エコレイズ（株）・新栄工業（株）・（更）清和会・（株）丸三興業・（有）睦興業・山喜建設（株）・東武清掃（株）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	水路・排水施設等清掃委託
履 行 場 所	都市建設部西部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,999,702円(単価契約)
予 定 価 格	¥5,999,702円(税込)
概 要	【概 要】 1 集水桝・導水管・U字溝などの清掃 2 浸透桝・浸透管などの清掃 3 親水施設（水路、滝、池、地下貯水槽など含む）の清掃、土砂や苔、水垢などが溜まった部分を高圧洗浄車やデッキブラシ等で清掃して、堆積物をバキューム車で除去する。発生物は運搬・処分する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担 当】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03-3880-5314（直通）

契約の相手方	名称 エンドウ・エコレイズ株式会社 他6者 住所 東京都足立区西新井六丁目27番16号
契約相手方の選定理由	エンドウ・エコレイズ（株）、新栄工業（株）、（更）清和会、（株）丸三興業、（有）睦興業、山喜建設（株）、東武清掃（株） 現場が管内一円で作業量が多く、1社では受注しきれない。また、エリア別の契約とすると、特定か所で作業が集中することもあり、対応が困難になる。そのため、複数業者と契約することが必要となる。また、履行可能な事業者は上記7者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記7者と特命随意契約を締結したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託（水路・排水施設）
履 行 場 所	受注者の処理施設
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,520,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,520,000円(税込)
概 要	【概要】 水路、池、浄化施設等の清掃により排出した汚泥の処分 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 有限会社平澤興業 住所 埼玉県越谷市大間野町四丁目2 1 2 番地 3
契約相手方の 選定理由	「水路・排水施設等清掃委託」を随意契約している受注者の提携会社である。 緊急時における水路等の清掃業務で発生した汚泥処理を提携外の廃棄物処理会社で受け入れてもらうことが難しいため、本事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	西新井橋緑地グラウンド管理業務委託
履 行 場 所	荒川左岸西新井橋緑地グラウンド（別紙委託箇所参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,875,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,875,000円(税込)
概 要	【作業内容】 ・ 駐車場管理業務 ・ 草刈除草業務 ・ グラウンド整備業務 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人足立区野球普及振興会 住所 東京都足立区梅田6-20-5
契約相手方の 選定理由	当法人は軟式野球を通して、野球の普及と青少年の健全育成を目的に設立され、荒川河川敷で数多くの試合を実施している。河川敷グラウンド管理にあたっては、利用者の立場に立ったグラウンドの維持管理が行え、経費も低廉で実施することができる。また、グラウンドの駐車場管理や車両管理も滑らかに実施でき、信頼もおけ、円滑な管理を行うことができるため、当該団体と随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・東部道公維持課 3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥34,900,723円(税込)
予 定 価 格	¥34,900,723円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務及び、北加平自己持込場所に集まった粗大ごみの運搬を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146 (直通)

契約の相手方	名称 白井運輸株式会社 住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入するもので、土日祝日には1日あたり約120件、平日では約70件の粗大ごみが搬入され、これを一時ストックするスペース、持ち込みに便利な道路環境が必要である。また、持ち込まれた粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬送するため、中継プレス車への積み込み作業をしなければならず、その作業スペースと積み込み時に発生する騒音対策設備が完備されていることが必須条件である。 上記事業者は区が清掃車の雇上契約をしている東京環境保全協会の正会員で、足立区鹿浜に大きな車庫、ヤードを設けており、本来業務の関係から近隣対策を行うとともに、粗大ごみ自己持ち込みの車両や中継搬送用の中継プレス車が出入りでき、騒音に対する設備も完備されている。前記必須条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しないため、随意契約するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,473,286円(税込)
予 定 価 格	¥15,473,286円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所 清掃計画係 Tel 03-3853-2146 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社新井商店 住所 東京都台東区根岸五丁目14番13号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入してくるものであり、土曜日曜祝日には1日あたり約120件、個数では約720個、重量では約6tの粗大ごみが搬入され、これを一時ストックしなければならないほか、道路環境や荷物の積み下ろしなどの騒音に対する設備、鹿浜粗大中継所に搬送するためのトラックの一時保管並びに作業スペースが必須条件である。特にごみという性格から近隣住民への配慮は必要不可欠である。上記事業者は区が古紙の回収で契約している城北リサイクル協同組合の正会員であり、足立区北加平に大きな倉庫、ヤードを設けている「古紙直納問屋」である。本来業務の関係から近隣対策はもちろん、トラックが出入りできる施設であり、騒音に対する設備が完備されている。また、立地が北加平という足立区を東西で2分したときの東の中心であり区民の方の利便性は大きな魅力である。さらに当条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ収集作業・中継運搬業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥242,929,681円(単価契約)
予 定 価 格	¥242,929,681円(税込)
概 要	【概要】 区内全域の粗大ごみを、受託者が小型ダンプ車および大型プレス車を使用して収集し、足立区が指定する搬入場所に運搬するとともに、付帯する事務を行う。 【履行期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所管理係 TEL 3583-2142

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	当該事業者の組合員は区が清掃車両の雇上契約をしている東京環境保全協会の会員であり、長年にわたり清掃事業に携わっている。 また、当該事業者の組合員が、現に粗大ごみの収集および中継の受託者であり、本委託契約に基づく粗大ごみ専用収集車両および中継運搬車両を保有する唯一の事業者である。 よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務及び関連システム運用・保守業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥105,666,990円(税込)
予 定 価 格	¥105,666,990円(税込)
概 要	【概要】 足立区環境行政サービスの一層の推進及び事務作業の効率化を図る。 1 粗大ごみ排出者への電話及びインターネットなどによる受付業務 2 携帯タブレット端末を用いた粗大ごみ収集昨日管理 3 集積所管理システムにおける更新データの一括管理 4 集団回収システムにおける更新データの一括管理 5 チャットボットによる受付機能の運用および保守 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel03-3853-2146

契約の相手方	名称 株式会社NTTネクシア 住所 北海道札幌市中央区大通西十四丁目7番地
契約相手方の選定理由	令和4年7月7日に実施した粗大ごみ受付業務および関連システム運用・保守業務委託選定委員会において、上記事業者の提案書が特定された。提案書募集の際に、「業務の実施評価が良好な場合、令和6年度以降、1年間を1単位として4回を限度に契約更新できる」としている。業務の実施評価は良好であることから上記事業者との随意契約を行いたい。（地方自治法施行令第167条2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ中継業務委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥57,587,370円(税込)
予 定 価 格	¥57,587,370円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみを効率的に処理するため、粗大中継所に集められた粗大ごみの分別保管業務、中継運搬車両への積み替え業務、及び粗大中継所の運営管理業務を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146(直通)

契約の相手方	名称 白井運輸株式会社 住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ中継業務は、足立区全域より収集された粗大ごみを効率的に処理・処分施設（中防粗大ごみ破碎処理センター）へ運搬するため、粗大ごみを集約し中継車両（中継プレス車）へ積替え作業を行うこと、および積替え作業を行う施設を管理・運営することを業務内容としている。当該業務においては、近隣に対する騒音の影響が大きいため防音等の設備投資が必要であるが、上記事業者は清掃事業が区に移管される以前より粗大ごみ中継施設としての業務を行っており、経験があり、設備が十分に整っている。また、中継車両配車元と中継業務委託先が同一事業者となることを想定しており、効率的に粗大ごみの積み込み等の中継業務を行うことが可能となる。平成15年5月より、粗大ごみの区民自己持込制度を行っているが、当該事業にかかる持込指定場所については、粗大ごみ中継業務委託先と同一先を想定している。効率的な収集運搬体制を確立するため、区民自己持込制度・粗大ごみ中継業務を同一場所で行うことが行政コストの最小化につながるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2146(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	本会議生中継放送・機器操作委託
履 行 場 所	足立区議会ＡＶ調整室及び足立区議会事務局指定場所（ 足立区中央本町一丁目１７番１号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,832,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥5,832,200円(税込)
概 要	【概要】 1. 生中継 各定例会及び臨時会を撮影した映像及び音声を㈱ジェイコム東京足立局所有の機器を使用し、㈱ジェイコム東京足立局に伝送し、「Ｊ：ＣＯＭチャンネル足立」により生中継で放送する。 2. 機器操作 区議会事務局と十分な打ち合わせの上、各定例会及び臨時会を撮影・録音する。また、放送に使用する映像を選択し、映像にテロップを入力する。入力後、音声とともに、庁内ＣＡＴＶ網及び区議会事務局の指定する場所に送信する。 【担当課】 区議会事務局調査係 Tel3880-5996

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目２８番６号
契約相手方の選定理由	区議会に関する様々なことを区民の方々により広く知っていただくことを目的とし、平成１８年度から足立区議会本会議の生中継放送を開始した。その媒体は、足立区内に広く普及しているＣＡＴＶ網を利用して放送するのが望ましい。 また、スタジオ内の機器・撮影機材等の操作を習得しており、かつ、本会議における番組構成を熟知している。 については、区内でＣＡＴＶ放送事業を行っているのは上記事業者のみであり、生中継放送及び機器操作は密接に関連した業務であることから、同事業者と契約を締結する必要がある。
担 当 課	区議会事務局 区議会事務局
電話番号	3880-5111(4121)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区公式ホームページ保守管理委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥10,024,322円(税込)
予 定 価 格	¥10,024,322円(税込)
概 要	【概要】 足立区公式ホームページの保守管理を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様担当) 政策経営部報道広報課デジタル情報・広告係 03-3880-5514 (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住所 東京都港区港南2丁目16番4号品川グランドセントラルタワー9階
契約相手方の選定理由	当該事業者は足立区公式ホームページを管理するコンピュータシステムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・運用管理業務が不可能であるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	桑袋ビオトープ公園運営業務委託
履 行 場 所	桑袋ビオトープ公園（足立区花畑八丁目2番2号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥40,971,327円(税込)
予 定 価 格	¥40,971,327円(税込)
概 要	1 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 2 履行場所 桑袋ビオトープ公園（足立区花畑八丁目2番2号） 3 業務内容 解説業務、維持管理業務 4 担当 都市建設部道路公園整備室 パークイノベーション推進課公園施設係 電話：3880-5897

契約の相手方	名称 株式会社自然教育研究センター 住所 東京都立川市錦町二丁目1番22号
契約相手方の 選定理由	本委託事業者は、令和3年度プロポーザル方式により選定し令和4年度より契約している事業者であり、プロポーザル募集要項により前年度の業務が良好な場合は1年を1単位として契約初年度から4回を限度に随意契約可能としている。令和4年度の業務について都市建設部道路公園整備室プロポーザル実施事業者評価委員会による評価を行った結果、別紙「業務評価シート」のとおり良好であったため、随意契約を依頼する。
担 当 課	都市建設部 道・パークイノベ課
電話番号	3880-5111(2336)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中央監視装置点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目１７番１号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥22,484,000円(税込)
予 定 価 格	¥22,484,000円(税込)
概 要	【概要】 本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。また、故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111

契約の相手方	名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 住所 東京都品川区北品川五丁目５番１５号
契約相手方の選定理由	本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。 制御方式および設定値（パラメータ）等は、本施設固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければならない。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号該当）
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中央監視装置点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目１７番１号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,600,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,600,000円(税込)
概 要	【概要】 本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。また、故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111

契約の相手方	名称 ジョンソンコントロールズ株式会社 住所 東京都渋谷区笹塚一丁目５０番１号
契約相手方の選定理由	本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。 制御方式および設定値（パラメータ）等は、本施設固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければならない。（地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当）
担 当 課 電話番号	施設営繕部 庁舎管理課 3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中水処理施設保守管理委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,425,200円(税込)
予 定 価 格	¥5,425,200円(税込)
概 要	本業務は、厨房排水除害施設および中水施設の機能を良好な状態で維持させるために保守管理を行うものとする。また、故障などの緊急時には迅速に対応するものとする。 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 担当課 施設営繕部庁舎管理課本庁舎設備係 3880-5827（直通）

契約の相手方	名称 ドリコ株式会社 住所 東京都中央区日本橋二丁目１３番１０号
契約相手方の選定理由	本施設は雑排水、厨房排水を浄化し中水として再利用するなど当該事業者独自の技術を結集したものであり適切に管理点検することは、製造メーカーである当該事業者以外ではできない。定期保守点検及び故障等の緊急対応については、迅速かつ精度の高い維持管理ができ、維持管理経費についても、十分低減を図ることが可能である。よって当該業者との随意契約を行うものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	定期報告受付業務委託
履 行 場 所	足立区都市建設部建築室建築審査課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,587,750円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,587,750円(税込)
概 要	【概要】 建築基準法第12条に基づく定期報告(特定建築物)受付、予備審査等の業務を行う。 【委託期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部建築室建築審査課管理係 電話3880-5941

契約の相手方	名称 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 住所 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号
契約相手方の選定理由	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターは、定期報告制度の充実・促進を図るために設立された団体であり、これらの業務を行っている東京都で唯一の団体である。
担 当 課	都市建設部 建・建築審査課
電話番号	3880-5111(2611)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,686,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,686,000円(税込)
概 要	【概要】 R2に導入した電子計算機を再リースする（福祉総合システム用端末等機器：特別定額給付金対応）。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 福祉部福祉管理課福祉システム係 電話 03-3880-6218（直通） 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818（直通）

契約の相手方	名称 NECキャピタルソリューション株式会社 住所 東京都港区港南二丁目15番3号
契約相手方の選定理由	対象機器は、リース期間が終了する日の翌朝から引き続き使用できる状態にする必要がある。 また、現在の契約の相手方から引き続き再リースを受けることで、再設定費用が不要となり経費が安く抑えられるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥9,061,800円(税込)
予 定 価 格	¥9,061,800円(税込)
概 要	【概要】 H29調達分の電子計算機を再リースする（オンラインバックアップシステム機器等（基幹系DataDomain））。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 金田 電話 03-3880-5901（内線1225） Email j-shien@city.adachi.tokyo.jp

契約の相手方	名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階
契約相手方の選定理由	新たに機器をリースする場合、機器のリース費用のほかに、構築業者による構築にかかる費用が必要となる。よって、リース期間が終了した直後から同機器・同設定にて引き続き使用の方が委託費用が不要となり合理的であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	足立区立中央図書館指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,776,125円(税込)
予 定 価 格	¥2,776,125円(税込)
概 要	【概要】 図書館システムハードウェアの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【保守期間】 令和7年1月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 地域のちから推進部中央図書館システム運用係 03-5813-3746 (契約・支払担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 NECソリューションイノベータ株式会社 営業統括本部 住所 東京都江東区新木場一丁目18番7号
契約相手方の選定理由	対象機器において利用する図書館システムの構築事業者であり、システムのセットアップを要する保守作業を行える唯一の事業者である。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	情報システム課ほか42か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,669,600円(税込)
予 定 価 格	¥3,669,600円(税込)
概 要	【概要】 住民基本台帳ネットワークシステム端末・R2導入分の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 情報システム課システム運用管理係 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の選定理由	本件は超精密機器の保守委託業務であり、必要な特殊技術・知識・経験を持つ本対象機器メーカーの専門技術者でないと対応できない。また、住民サービス窓口で使用する機器であるため、通常時の安定稼働と故障発生時の迅速な対応は必須である。本システムの構築事業者であり、現在の環境と機器の調整についても熟知している当該事業者でないと、この条件を満たせないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥40,590,000円(税込)
予 定 価 格	¥40,590,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区小・中学校LAN機器保守支援及び校務端末検証等を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課 原田 03-3880-8014

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区小・中学校LAN機器の保守及び校務端末のセキュリティ更新等の動作検証等の運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働し、適切な運用保守を行うためには、小・中学校LAN機器及び学校基盤・端末の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、当該事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥10,637,880円(税込)
予 定 価 格	¥10,637,880円(税込)
概 要	【概要】 保健衛生システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 衛生部衛生管理課システム標準化担当 03-3880-5891 (契約担当) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 03-3880-5818

契約の相手方	名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目4番5号太陽生命大宮ビル5F
契約相手方の選定理由	保健衛生システムの開発元事業者であり、著作権法上他の事業者では対応できないため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥33,827,288円(税込)
予 定 価 格	¥33,827,288円(税込)
概 要	【概要】 施設予約システム（ソフトウェア及びハードウェア・スマホ機能追加分）の保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 （仕様に関すること） 地域のちから推進部生涯学習支援課生涯学習支援第一係 03-3880-5467 （支払いに関すること） 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の選定理由	施設予約システムソフトウェア及びハードウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、開発元である当該事業者でなければ対応できないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,488,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,488,000円(税込)
概 要	【概要】 公文書情報公開システムに係る電子計算機保守点検を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 住所 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
契約相手方の 選定理由	当該事業者は公文書情報公開システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,210,000円(税込)
予 定 価 格	¥12,210,000円(税込)
概 要	【概要】 文書管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (仕様に関すること) 総務部総務課文書係 03-3880-6146 (契約・支払に関すること) 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 住所 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
契約相手方の 選定理由	上記事業者は当該システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	東部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥24,784,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,784,500円(税込)
概 要	【作業内容】 足立区東部道路公園維持課が管理する公園・児童遊園・緑道・親水施設・広場等への投棄物や、維持管理上発生した廃棄物の収集運搬を行う。 【履行期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 ※履行期間には、管理上突発的な緊急作業に対処するため、土曜日・日曜日・祝日等を含むものとする。 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 更生保護法人清和会 他3者 住所 東京都足立区本木二丁目15番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 履行可能な事業者は下記4者のみで、現場を熟知している既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、下記4者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) (更) 清和会・(株)丸三興業・山喜建設(株)・(有)睦興業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	谷中公園・川端第二公園・桑袋ピオトープ公園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,127,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,127,200円(税込)
概 要	【概要】 廃プラスチック類、缶、ビン、ガラス・陶磁器類、ペットボトル、四品目以外の家電類、バッテリー、タイヤ、コンクリート(有筋・無筋)、残土、混載ゴミ、鉄屑類をコンテナ積みにより処分業者の施設へ運搬する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 株式会社丸三興業 他1者 住所 東京都足立区中央本町二丁目9番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。履行可能な事業者は上記2者のみで、現場を熟知しており、廃棄物処分受注者との取引実績がある既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) (株)丸三興業・(有)睦興業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥26,238,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥26,238,000円(税込)
概 要	【作業内容】 足立区公園管理課が管理する公園・児童遊園・緑道・親水施設・広場等への投棄物や、維持管理上発生した廃棄物の収集運搬を行う。 【履行期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 ※履行期間には、管理上突発的な緊急作業に対処するため、土曜日・日曜日・祝日等を含むものとする。 【担 当】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 電話03(3880)5314

契約の相手方	名称 有限会社睦興業 他3者 住所 東京都足立区一ツ家三丁目22番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 履行可能な事業者は下記4者のみで、現場を熟知している既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、下記4者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 全4社 更生保護法人 清和会 株式会社 丸三興業 山喜建設 株式会社 有限会社 睦興業
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・西部道公維持課 3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	入谷緑地公園（足立区入谷一丁目20番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,307,150円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,307,150円(税込)
概 要	【概 要】 廃プラスチック類、缶、ビン、ガラス・陶磁器類、ペットボトル、四品目以外の家電類、バッテリー、タイヤ、コンクリート(有筋・無筋)、残土、混載ゴミ、鉄屑類をコンテナ積みにより処分業者の施設へ運搬する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担 当】都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 電話03(3880)5314

契約の相手方	名称 株式会社丸三興業 他1者 住所 東京都足立区中央本町二丁目9番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 履行可能な事業者は上記2者のみで、現場を熟知しており、廃棄物処分受注者との取引実績がある既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当） 全2者 株式会社 丸三興業 有限会社 睦興業
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・西部道公維持課 3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託
履 行 場 所	受注者の処理施設
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,525,300円(単価契約)
予 定 価 格	¥5,525,300円(税込)
概 要	【概要】 発注者が排出し別途発注者が契約した収集運搬業者によって受注者の施設に搬入した廃棄物を、受注者が法令等に従い適正に処理する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第一係 03-3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 株式会社アイ・エス産業 他1者 住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり緊急な依頼も多く、迅速かつ円滑に作業を行うことができる事業者を選定している。また、履行可能な事業者は上記2者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) (株)アイ・エス産業・(株)利根川産業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託
履 行 場 所	受注者の処理施設場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,007,650円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,007,650円(税込)
概 要	【概 要】 発注者が排出し別途発注者が契約した収集運搬業者によって受注者の施設に搬入した廃棄物を、受注者が法令等に従い適正に処理する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03-3880-5314(直通)

契約の相手方	名称 株式会社利根川産業 他1者 住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり緊急な依頼も多く、迅速かつ円滑に作業を行うことができる事業者を選定している。また、履行可能な事業者は上記2者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで迅速かつ円滑な現場対応を行えると考えられる。そのため、上記2者と特命随意契約を締結したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 全2者 株式会社 利根川産業 株式会社 アイ・エス産業
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	納税課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,630,320円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,630,320円(税込)
概 要	【概要】 督促状(特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税)の封入封緘 年間予定通数 146,400通 【契約期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 【担当課】 区民部納税課収納管理係 電話3880-5238

契約の相手方	名称 (福) あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の 選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障がい者の就労を支援確保し、また価格の面でも廉価であるため
担 当 課	区民部 納税課
電話番号	3880-5111(1593)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	国民健康保険課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,125,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,125,000円(税込)
概 要	督促状兼納付書とチラシの封入封緘及び引抜き、郵便局（区内3局）への持ち込み等、履行期間内において作業日程のとおり10回作業を行う。 (履行期間) 令和6年4月1日から令和7年3月31日 (担当) 区民部国民健康保険課資格賦課・収納係 03-3880-5111 内線1656

契約の相手方	名称 (福) あだちの里 住所 東京都足立区竹の塚7-19-7
契約相手方の 選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため
担 当 課	区民部 国民健康保険課
電話番号	3880-5111(1656)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	保健予防課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,818,266円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,818,266円(税込)
概 要	【概要】 予防接種事業に関する予防接種予診票・お知らせの封入封緘を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 保健予防課予防接種係 3880-5094

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の 選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 保健予防課
電話番号	3880-5111(2158)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	データヘルス推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,553,660円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,553,660円(税込)
概 要	各種検診の受診票を作成後保管し、随時区へ納品する。 また、9月と翌年3月に指定医療機関へ受診票を発送するため、郵便局（区内3局）への差出を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 衛生部データヘルス推進課 健診事業係 03-3880-5121

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の 選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 データヘルス課
電話番号	3880-5111(2135)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託
履 行 場 所	足立区障がい福祉センター（足立区梅島三丁目31番19号）その他行事等により指定した場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥12,017,500円(税込)
予 定 価 格	¥12,017,500円(税込)
概 要	1 件 名 福祉バス運行委託（幼児発達支援室） 2 運行台数 1台 3 運行内容 利用者（児）等の通所及び区内施設等への移送。 4 履行場所 障がい福祉センター及びその他行事等により指定した場所 5 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 6 運行日数 年間230日以内（試走を含む） 7 運行日程 担当課と協議のうえ別途定める。なお、行事等により土日・休日の運行あり。 8 担 当 課 障がい福祉センター庶務係 5681-0131

契約の相手方	名称 株式会社平成エンタープライズ 住所 埼玉県志木市本町五丁目22番26号HEGビル
契約相手方の選定理由	1 通所バス運行は、児童福祉法第43条に定めた「知的障害児通園施設」の施設運営業務として児童福祉施設最低基準により定められている。そのため、今後も運行委託契約が必要であり、バスの減価償却期間を6年（令和3年度～令和8年度まで）と考慮し、随意契約を行う。（5回を限度の更新の3回目） 2 運行委託バスは、幼児車という特定車両を指定するとともに、車両の一部を改造するため他への転用が難しく、複数年委託契約を必要とする。 【改造箇所】（1）標準仕様の座席シート一部をチャイルドシート装着シートに改造 （2）車体の外装に「足立区」「ひよこ号」等の表示をする。 3 委託業者を固定することにより、同一運転手及び添乗員の可能性が高く、利用児の不安解消や運行上の改善が図られる。
担 当 課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託
履 行 場 所	花畑あかしあ園 その他、行事により指定した場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥53,426,340円(税込)
予 定 価 格	¥53,426,340円(税込)
概 要	1 件名 福祉バス運行委託（花畑三丁目障がい者施設通所） 2 運行台数 1日当たり3台（1台につき運転手1名・添乗員1名） 3 運行方式 車椅子用リフト付バスを運行し、障がい者施設への通所者送迎および区内施設等への移送を行う。 4 履行場所 花畑あかしあ園、その他行事により指定した場所 5 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 6 運行日数 年間240日以内および試走2日 7 担当課 障がい福祉センター 電話03（5681）0131

契約の相手方	名称 日立自動車交通株式会社 住所 東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
契約相手方の選定理由	1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術を必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。 2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。 3 車両の改造等による減価償却期間を7年（令和3年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う。（6回を限度の更新の3回目）
担 当 課 電話番号	福祉部 障がい福祉センター 5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区立園児用パン購入
履 行 場 所	足立区立本木保育園外31園
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥15,408,360円(単価契約)
予 定 価 格	¥15,408,360円(税込)
概 要	1 種類 園児用パン（別紙のとおり） 2 条件・その他 （1）毎週金曜日に使用するパンは、午前10時までに各園に配達すること。 その他の曜日に使用するパンは、午後2時までに各園に配達すること。 （2）1袋10個または20個で包装すること。 （3）その他、担当課担当者と連絡協議すること。 3 担当課 子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL3880-5888

契約の相手方	名称 東京都学校給食パン（協） 第1ブロック 住所 東京都足立区足立1-22-16
契約相手方の選定理由	安全かつ安定的な給食提供のためには、設備・機器の設置、供給能力、輸送能力、衛生管理、技術経験者の設置等の確認が必要である。東京都教育委員会は給食のパン工場委託加工指定における上記基準を設けており、区内で基準を満たす同指定工場は上記業者のみであるため。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1848)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保育用教材文具等購入
履 行 場 所	区立本木保育園外31か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,721,406円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,965,342円(税込)
概 要	【概要】 区立保育園・こども園用教材文具の購入指定の教材文具より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合があります。（時期・回数は不定） 【契約期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 【担当課】 子ども施設運営課区立保育施設係 Tel03-3880-5888(直通) 4月から 保育・入園課区立保育施設係

契約の相手方	名称 有限会社あづま商店 他2者 住所 東京都足立区千住元町18番3号
契約相手方の選定理由	①30園（32箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一の単価を定める契約が必要である。 ②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園及びこども園との信頼関係ができている。また80種類ほどの用品について熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である。 株式会社トラヤ・有限会社九天堂・有限会社あづま商店
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5888
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保育用雑貨類購入
履 行 場 所	区立本木保育園外31か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥11,079,310円(単価契約)
予 定 価 格	¥11,166,639円(税込)
概 要	【概要】 区立保育園・こども園の保育用雑貨類の購入指定の雑貨類より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合がある。（時期・回数は不定） 【契約期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日 【担当課】 子ども施設運営課区立保育施設係 Tel03-3880-5888(直通) 4月から 保育・入園課区立保育施設係

契約の相手方	名称 渡沼ビニール店 他1者 住所 東京都足立区千住二丁目三十四番地
契約相手方の選定理由	①30園（32箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一の単価を定める契約が必要である。 ②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園との信頼関係ができています。また百数十種類の用品について熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である。 渡沼ビニール店・あづま商店
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5888
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	有料ごみ処理券等作成委託
履 行 場 所	ごみ減量推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥10,673,190円(単価契約)
予 定 価 格	¥10,673,190円(税込)
概 要	粗大ごみ及び事業系ごみの排出時に貼付する有料ごみ処理券の印刷と、取扱店への配送を委託する。 (履行期間) 令和6年4月1日から令和7年3月31日 (担当) 環境部ごみ減量推進課事業調整係 03-3880-5301

契約の相手方	名称 TOPPAN株式会社 情報コミュニケーション事業本部 住所 東京都文京区水道一丁目3番3号
契約相手方の選定理由	有料ごみ処理券取扱店からの随時の注文に応じるため、23区共通仕様のごみ処理券を迅速、正確かつ大量に印刷する必要がある。加えて、コンビニ等の徴収事務受託者に早くて正確な納品を行っているところであるが、コンビニエンスストア各社へごみ処理券を配送するためには、コンビニエンスストアの配送を専属で担当する運送会社(以下「ベンダー」という。)を通す必要があり、ベンダーへのごみ処理券の納入は、23区一括納品が必要条件となる。 上記のとおり、各々のコンビニエンスストア専属のベンダーは、埼玉県、千葉県、神奈川県などに点在しており、23区が別々の業者と印刷契約した場合には、一括納品が困難となるため、23区共同で1者と契約する必要がある。 また、上記事業者は23区に清掃事業が移管された当時より、一連の業務に携わっており、金券に準じた有料ごみ処理券において、マイクロ文字や特殊画線処理などの高度な偽造防止技術を有し、有価証券類の印刷実績等で社会的信用を得ている。
担 当 課 電話番号	環境部 ごみ減量推進課 3880-5111(3132)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託
履 行 場 所	北鹿浜公園（足立区鹿浜三丁目26番1号）ほか2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥113,557,400円(税込)
予 定 価 格	¥113,557,400円(税込)
概 要	1 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 2 履行場所 北鹿浜公園（足立区鹿浜三丁目26番1号） 大谷田南公園（足立区中川四丁目42番1号） ベルモント公園（足立区梅島一丁目33番7号、梅島二丁目17番2号） 3 業務内容 （1）施設の総合管理業務（施設保守点検、施設維持管理等） （2）施設の利用・貸出の総合受付業務（受付案内、貸出料金徴収等） （3）施設を活用したイベントなどの企画・立案、支援・調整等

契約の相手方	名称 一般財団法人公園財団 住所 東京都文京区関口一丁目47番12号江戸川橋ビル2階
契約相手方の選定理由	本委託事業者は、令和3年度プロポーザル方式により選定し令和4年度より契約している事業者であり、プロポーザル募集要項により前年度の業務が良好な場合は1年を1単位として契約初年度から4回を限度に随意契約可能としている。令和4年度に実施した業務について令和5年度に都市建設部道路公園整備室プロポーザル実施事業者評価委員会による評価を行った結果、別紙「業務評価シート」のとおり良好であったため、随意契約を依頼する。
担 当 課	都市建設部 道・パークイノベ課
電話番号	3880-5111(2336)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	不燃ごみ選別委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,153,920円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,153,920円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の 選定理由	不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。 円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。 当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における搬入先として重要な施設となっており、処理能力も満たしている。
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	不燃ごみ選別委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥67,246,080円(単価契約)
予 定 価 格	¥67,246,080円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の 選定理由	不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。当事業は平成22年度より区内3割のモデル地域で開始し、平成23年度より区内全域で実施した。 円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。当該事業者は、不燃ごみ収集車両を受け入れ、不燃ごみを選別し保管する施設規模を有している。また、現在の不燃ごみの選別についても実績があり、誠実かつ確実に履行している。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ホームページ等更新・サーバ保守管理委託
履 行 場 所	区議会事務局調査係及び受託業者委託先 I D C
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,867,610円(税込)
予 定 価 格	¥5,131,610円(税込)
概 要	【概要】 ホームページ等更新・サーバ保守管理を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当】 (仕様担当) 区議会事務局調査係 清水 03-3880-5996 (契約・支払担当) 情報システム課計画調整係 田頭 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社フューチャーイン 東京支店 住所 東京都港区三田三丁目5番27号住友不動産三田ツインビル西館7F
契約相手方の選定理由	当該事業者は、足立区議会ホームページ作製について当初から関与しており、ホームページの構成を熟知し適切に保守管理を行えるほか、ホームページ内の会議録検索システムのサービスを提供できる唯一の事業者であり、著作権法上他の事業者では保守ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

240500-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	メール配信システム運用業務委託
履 行 場 所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,765,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,765,200円(税込)
概 要	本件は、足立区がインターネットに接続できるパーソナルコンピューター及び携帯電話からEメールを配信できるメール配信システムを利用し、区民等への迅速な情報提供を目指すものである。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 足立区報道広報課デジタル情報・広告係 電話：03-3880-5514

契約の相手方	名称 バイザー株式会社 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
契約相手方の選定理由	現年度で運用を委託している事業者であり、4月1日以降も引き続きサービスを提供できる唯一の事業者であるため。1時間に最大360万通のメールが配信でき、かつ気象庁が発令する気象注意報や警報、地震情報などを自動転送や区公式LINEアカウント連携などのさまざまなカスタマイズを行っており、他社のメール配信サービスでは同様のことができない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥13,170,386円(税込)
予 定 価 格	¥13,170,386円(税込)
概 要	【概要】 東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	(1)協議会にて参加団体の意見を集約し構築したシステムの仕様を実現できる事業者として、協議会が選定した事業者である。 (2)共同運営事業を行うにあたっては、協議会に参加している全自治体が同一の事業者が提供するシステムを使うことが不可欠であり、共同運営の趣旨からもそれ以外の方法での実現は不可能である。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区公金の収納に係る電子収納ＡＳＰサービス等提供業務委託
履 行 場 所	納税課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥68,200,390円(単価契約)
予 定 価 格	¥68,200,390円(税込)
概 要	公金の収納手段多様化に伴い、足立区公金の収納に係る電子収納ＡＳＰサービス等提供業務を委託する。 1 委託内容 (1) マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センター業務 (2) コンビニ、モバイルレジ、モバイルクレジット、電子マネー収納データの中継業務 (3) コンビニ、モバイルレジ、モバイルクレジット、電子マネー収納事務 2 公金の種類 特別区民税・都民税（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

契約の相手方	名称 株式会社ＮＴＴデータ 住所 東京都江東区豊洲三丁目３番３号
契約相手方の選定理由	(1) マルチペイメントネットワークシステム運用事業者として業界随一のノウハウ・知識を有している。また、公金のコンビニ収納においては、国内随一の実績を有し、豊富な知識と経験を基にした安定的なサービスが期待できる。 (2) 全国の地方公共団体の共同利用を前提に構築された共同利用センターを運用し、ＬＧＷＡＮを利用したサービスの提供が可能である。 (3) 令和５年７月１２日決定、５足福介発第１３２２号にて、運用及び経費の面から同事業者での業務継続が必須であると確認された。
担 当 課	区民部 納税課
電話番号	3880-5111(1591)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区男女参画プラザ講座実施委託
履 行 場 所	多様性社会推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥7,546,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,546,000円(税込)
概 要	【概要】 (1) 年間講座実施計画(全20回)の策定 (2) 講座内容の企画・立案 (3) 講師選定・交渉および謝礼支払い (4) 広報用チラシの作成、印刷、配布、集客 (5) 講座資料の作成、印刷、配布 (6) 当日の講座運営(会場設営、司会進行、受付事務、記録写真、アンケート回収含む) (7) 結果報告書の作成(実施概要、出席状況、アンケート集計等) (8) 事業評価書および分析書の作成 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】

契約の相手方	名称 株式会社生活構造研究所 住所 東京都千代田区麹町二丁目5番地4第2押田ビル
契約相手方の選定理由	令和5年度公募型プロポーザル方式により提案を公募し、選定委員会において書類選考及びプレゼンテーションによる選考で特定された事業者である。男女共同参画に関する知識を有し、講座の企画立案、業務遂行能力に優れ、委託事業の受注者として適している。
担 当 課	地域のちから推進部 多様性社会推進課
電話番号	3880-5222(4585)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	緊急時情報伝達システムの利用
履 行 場 所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,866,400円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,866,400円(税込)
概 要	【概要】 インターネットに接続できるパーソナルコンピューターから、電話に自動音声を発信できる緊急時情報伝達システムを利用することで、水害時に迅速に区民等へ避難情報を提供することを目的とする。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 足立区 政策経営部 報道広報課 電話 03-3880-5514(直通) FAX 03-3880-5610 E-mail eizo-koho@city.adachi.tokyo.jp

契約の相手方	名称 株式会社137 住所 東京都港区南青山4-17-33 グランカーサ 南青山2F
契約相手方の選定理由	水害時等に区民等へ避難情報を発信する手段として、デジタルデバインド対策として電話を活用したシステムを利用する必要がある。電話による情報発信の場合、情報発信時及び情報取得時の電話番号が毎年度変わってしまうと利用者に混乱を来たしてしまい、有事の際に適正に情報発信ができない可能性がある。 現年度で利用している当該事業者のシステムでは、システムに電話番号が付随しており、現行の電話番号が利用できる唯一の事業者である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	文書交換便管理システムに係るASPサービス等提供業務委託
履 行 場 所	総務課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,366,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,366,000円(税込)
概 要	【概要】 個人情報文書の紛失事故防止およびマイナンバー制度導入に伴う個人情報文書の移送セキュリティを向上させるASPサービスを活用した社内交換便管理システムを利用する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 総務部総務課文書係 TEL03-3880-6146

契約の相手方	名称 ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部 住所 東京都中央区晴海一丁目8番11号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟
契約相手方の選定理由	平成28年度よりASPサービスを活用した文書交換便システムを全庁的(377所属)に導入した結果、良好な運用を確認することができた。更に、上記サービスにおいて同年11月より足立区役所独自のカスタマイズを実行し、文書交換便システムの操作性も向上している。システム運用には上記事業者の足立区役所仕様にカスタマイズされたASPサービスおよびサービス利用専用マスタが不可欠である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約を依頼する。
担 当 課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物調査及び補償算定資料作成委託
履 行 場 所	道路整備課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,950,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,950,000円(税込)
概 要	【概要】 当区が施行する公共事業により、移転に要する費用を補償するため、建物・工作物等の調査及び補償金算定資料作成、営業調査及び補償金算定資料作成を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路整備課 用地担当係 TEL3880-5911(直通)

契約の相手方	名称 株式会社東京用地補償 他2者 住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号リバーサイド隅田9階
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区が施工する公共事業等により移転を要する建物等の調査ならび補償金算定に必要な資料作成を行う業務であり、経験と実績が豊富な補償業務管理士による作業が求められる。この業務の履行が可能な事業者は上記3者のみで、既存事業者に継続して履行をさせることで、これまでと同一レベルの作業を同一単価で、適正かつ公正に行うことができる。そのため、上記3者と特命随意契約を締結したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 他2者 - 株式会社双葉 足立営業所 東京都足立区中央本町二丁目24番4号 セントラルハイツ101 - 一般財団法人公共用地補償機構 東京都文京区音羽二丁目2番2号 アベニュー音羽3階
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・道路整備課 3880-5111(2753)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物調査及び補償算定資料作成委託
履 行 場 所	建築防災課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥18,632,196円(単価契約)
予 定 価 格	¥18,632,196円(税込)
概 要	【概要】 区が施工する公共事業等により移転を要する建物、工作物、立竹木、土石等の調査及び建物等の権利に関する調査、並びに補償金算定に必要な資料作成に係わる作業等を委託する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 都市建設部建築防災課 密集第一係 03-3880-5187(直通) 密集第二係 03-3880-5181(直通)

契約の相手方	名称 東日本総合計画株式会社 東京支店 他3者 住所 東京都豊島区南池袋二丁目1-2番9号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区が施工する公共事業等により移転を要する建物、工作物、立竹木、土石等の調査及び建物等の権利に関する調査、並びに補償金算定に必要な資料作成に係わる作業を行う業務であり、足立区の事業に伴う損失補償の基準に精通し、基準に則った調査を迅速に実施できることが求められる。この業務の履行が可能な事業者は当選定事業者で、既存事業者に継続して履行をさせることで、これまでと同一レベルの作業を同一単価で、適正かつ公正に行うことができる。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号) 株式会社双葉、株式会社広彩コンサルタント、株式会社東京用地補償 なお、株式会社東京用地補償は他3業者と同様に委託契約を結んでいた株式会社四門の子会社であり、令和6年度以降本契約業務を株式会社東京用地補償に継承するため。
担 当 課	都市建設部 建・建築防災課
電話番号	3880-5111(2451)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	帳票印字委託
履 行 場 所	足立区介護保険課および介護保険課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,361,435円(単価契約)
予 定 価 格	¥14,361,435円(税込)
概 要	1 委託概要 介護保険課から提供される個人情報データを指定様式 の用紙に印字・裁断し、足立区介護保険課および介護保 険課が指定する封入封緘業者に納品する。 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 3 担当部署 福祉部介護保険課資格保険料係 電話03-3880- 5744(直通)

契約の相手方	名称 富士フィルムシステムサービス株式会社 公共 事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の 選定理由	委託後も現在使用している連続帳票を引き続き使用し、 現行と同様の印刷品質を保持する必要があるため、現在 運用しているものと同じプリンタ・印刷ソフト及びそれ らの後継機種を用い、現在、当該業務で設定している印 刷定義をそのまま利用できることが条件となるが、現時 点で同条件に対応できる業者が富士フィルムシステムサ ービス株式会社のみであるため。
担 当 課	福祉部 高・介護保険課
電話番号	3880-5111(2017)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業委託業務
履 行 場 所	環境政策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 6年 11月 29日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,224,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,224,000円(税込)
概 要	【概 要】スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業を委託する。 【履行期間】令和6年4月1日から11月29日 【担 当 課】環境部環境政策課環境学習係 Tel 03-3880-6263

契約の相手方	名称 株式会社バイオーム 住所 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地ASTEMビル8階
契約相手方の選定理由	本業務の目的を達成するために適したアプリ（以下、「本アプリ」という。）は、生物種等を主な対象とするもので、生物の専門知識がない人でも観察等が手軽にできる必要がある。 本アプリは、撮影した生物の名前をAIで判定する機能を有しており、国内全種（約10万種以上）の生きものに対応している。その技術は生物の「生態学的ニッチ」の概念を取り入れた世界初のアルゴリズムで特許を取得しているため、AIの判定機能も精度が高く、専門家でもなくても正確な生物の知識を得やすい。AI機能の他にも、図鑑、地図、コミュニティ、クエスト（イベント・ゲーム）機能が備わっているため、生物の知識を多面的に得ることができる。また、収集した生物の投稿データを活用し、独自の生きもの図鑑を作成することが可能である。 以上から上記のアプリを運営する唯一の企業である、株式会社バイオームとの随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 環境政策課 3880-5111(3125)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ASPサービス使用
履 行 場 所	区民部課税課
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥8,712,000円(税込)
予 定 価 格	¥8,712,000円(税込)
概 要	【概要】 ASPサービスを使用する（エルタックス）。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 契約について：政策経営部情報システム課計画調整係 電話 3880-5817 仕様について：区民部課税課課税第三係 電話 3880-5232

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ASPサービス初期導入委託業者であり、著作権の関係 上他社では利用ができないため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	クラウドサービス利用
履 行 場 所	ＩＣＴ戦略推進担当課が了承したセキュリティの担保された作業場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥37,917,000円(税込)
予 定 価 格	¥37,917,000円(税込)
概 要	【概要】 オンライン申請システムのクラウドサービスを利用する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 (1) 仕様、その他サービス利用等に関すること ＩＣＴ戦略推進担当課 長谷部 ＴＥＬ ０３－３８８０－５６４８ (2) 契約に関すること 情報システム課計画調整係 ＴＥＬ ０３－３８８０－５８１７

契約の相手方	名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ 住所 東京都江東区東陽二丁目3番25号
契約相手方の選定理由	オンライン申請システムの構築について、公募型プロポーザルで選定された事業者であり、他事業者では同システムのサービスを提供することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立ミライゼミ（2年生）運営業務委託
履 行 場 所	こども支援センターげんき（足立区梅島三丁目28番8号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥16,300,680円(税込)
予 定 価 格	¥16,300,680円(税込)
概 要	【概要】 家庭の経済的事情などにより塾等の学習機会が少ないが、成績上位で学習意欲が高く、将来の夢の実現に向けて国公立大学等の難関大学の合格を目指す高校生2年生に対し、民間教育事業者を活用した学習機会及び受験情報を提供し、志望大学への合格を支援する。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 足立区 政策経営部 あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課 若年者支援推進担当 TEL03-3880-5717（直通）

契約の相手方	名称 株式会社エデュケーショナルネットワーク 住所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
契約相手方の選定理由	本件は、家庭の経済的事情により塾等に通うことが出来ないが、成績上位で学習意欲が高く、将来の夢の実現に向けて難関大学の合格を目指す高校2年生に対し、学習機会等を提供し、志望大学の合格を支援するものである。 本事業者は、区の足立はばたき塾運営委託や令和5年度の足立ミライゼミ運営業務委託（本件の受講対象者が高校1年時の学習支援）を行ったなどの実績がある。そして、本件は高校2年生に進級後も継続して切れ目のない学習支援を行うことを目的としている。 本業務内容は、1年時と同じ講師（事業者）や教材といった学習環境を整えることに加え、高校生活全般の悩み相談など、難関大学合格に向け心理面も含めた支援が必要である。そのためには、生徒と講師（事業者）の信頼関係や講師が生徒の学習・生活状況を把握している必要があり、学習環境の整備と併せて他の事業者では履行することができない。
担 当 課	政策経営部 未・貧困対策課
電話番号	3880-5111(3292)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外68校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥28,045,160円(税込)
予 定 価 格	¥28,045,160円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿小学校外68校（廃校含む）に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校運営部学校施設管理課管理係 岡田・大山 電話 3880-5965（直通）

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイスハイツ東綾瀬201号
契約相手方の選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入札で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5072(3468)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立第一中学校（足立区千住河原町4番7号）外32校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,154,800円(税込)
予 定 価 格	¥14,154,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区立第一中学校ほか32校に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日 【担当課】 学校運営部学校施設管理課管理係 岡田・大山 電話 3880-5965（直通）

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイス ハイツ東綾瀬201号
契約相手方の 選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入力で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5072(3468)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎（北館）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥4,449,720円(税込)
予 定 価 格	¥4,449,720円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機を安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 (1) エレベーター（オーチス製） 2基 (2) 小荷物専用昇降機（オーチス製） 1基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。

契約の相手方	名称 日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 住所 東京都中央区新川二丁目27番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多い。本エレベーターは特殊な駆動方式のフラットベルト式であり、内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する日本オーチス・エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保しており、緊急時にも迅速に対応できる。 (3) 本システム及び運用のプログラムは、日本オーチス・エレベータ独自のものであり、日本オーチス・エレベータのみが適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥14,711,400円(税込)
予 定 価 格	¥14,711,400円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 (1) エレベーター（日立製） 7基 (2) エスカレーター（日立製） 2基 3 業務内容 月1回の定期保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による） 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目１０１番地
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多いため、本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する(株)日立ビルシステムが最適である。 (2) 本エレベーターは群管理プログラムを採用し、更に遠方監視による24時間体制の監視を行っている。 (3) 本システム及び群管理プログラムは本庁舎独自のものであり、(株)日立ビルシステムのみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎外 1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥6,178,810円(税込)
予 定 価 格	¥6,178,810円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーターを安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 エレベーター（東芝製） 7基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。 4 担当 施設営繕部庁舎管理課本庁舎管理係

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	（1）本庁舎は規模が大きく利用者も多く、7・8号エレベーターは災害時用の非常エレベータであり重要な設備である。本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する東芝エレベータが最適である。 （2）本エレベーターは24時間の遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保し、緊急時にも迅速に対応できる。 （3）本システムは東芝エレベータ独自のものであり、東芝エレベータのみが本システムを有効に運用できる。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 庁舎管理課 3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,890,800円(税込)
予 定 価 格	¥2,890,800円(税込)
概 要	【概要】 桜花住区センター（足立区花畑六丁目4番16号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）

契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町41番1号
契約相手方の選定理由	エレベーターの保守点検は、エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行なうため、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行なうことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行なうために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1754)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,943,600円(税込)
予 定 価 格	¥2,943,600円(税込)
概 要	【概要】 本木関原住区センター（足立区関原一丁目21番11号）外2か所内エレベーターの正常な機能を維持するために保守点検を行う。 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話3880-5090（直通）

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	エレベーターの保守点検は、エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行なうため、平成26年度より、遠隔監視装置を導入した。他社では、遠隔監視装置の保守業務を適正に行なうことができない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行なうために、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1754)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立加平小学校（足立区六町三丁目3番11号）ほか1校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,628,780円(税込)
予 定 価 格	¥2,628,780円(税込)
概 要	【概要】 足立区立加平小学校ほか1校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 加平小学校 東島根中学校 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 日本エレベーター製造株式会社 住所 東京都千代田区岩本町一丁目10番3号
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成26年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立足立小学校（足立区足立三丁目 1 1 番 5 号）ほか 1 0 校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	¥10,335,600円(税込)
予 定 価 格	¥10,335,600円(税込)
概 要	【概要】 足立区立足立小学校ほか 1 0 校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 足立小学校、本木小学校、関原小学校、亀田小学校、鹿浜五色桜小学校、中川小学校、西新井小学校、綾瀬小学校、第四中学校、第十二中学校、鹿浜菜の花中学校 【契約期間】 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話 0 3 - 3 8 8 0 - 5 9 6 5

契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町 4 1 番 1 号
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成 2 6 年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿桜小学校（足立区千住桜木一丁目8番15号）ほか4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥5,066,160円(税込)
予 定 価 格	¥5,066,160円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿桜小学校ほか4校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 千寿桜小学校、新田学園第二校舎、伊興小学校、梅島小学校、江北桜中学校 【契約期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話03-3880-5965

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成26年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立東綾瀬小学校（足立区東綾瀬二丁目１５番１５号）ほか５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ６年 ４月 １日 から 令和 ７年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ６年 ４月 １日
契約金額	¥7,114,800円(税込)
予 定 価 格	¥7,114,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区立東綾瀬小学校ほか５校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 東綾瀬小学校、千寿小学校、江北小学校、鹿浜未来小学校、第十中学校、千寿青葉中学校 【契約期間】 令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで 【担当課】 学校運営部学校施設管理課 電話０３－３８８０－５９６５

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目２８番１号
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成２６年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エスカレーター保守点検委託
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥19,021,200円(税込)
予 定 価 格	¥19,021,200円(税込)
概 要	1 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 2 履行場所 北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番） 3 内容 （1）定期保守点検 北千住駅西口広場に設置されている6基のエスカレーターの保守点検（月1回） （2）緊急対応 区から設備保全について、緊急要請があった場合は、速やかに必要な処置を講ずること 4 担当 都市建設部道路公園整備室安全設備課東部電気設備係 （電話）03-3880-5013

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 首都圏支社 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	北千住駅西口広場は利用者の事故防止及び円滑な動線を確認するため、設置当初よりエレベーター、エスカレーター、監視カメラ設備は、一元化されたシステムとして施工されている。 さらに当設備は、日立製の機器及び遠隔監視システムが採用されているため、（株）日立ビルシステムでなければ機能及び性能を判断することができないことから、随意契約を希望する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・安全設備課 3880-5111(2235)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	立体駐車設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥3,946,800円(税込)
予 定 価 格	¥3,946,800円(税込)
概 要	本業務は、機械式駐車設備の機能を安全かつ良好な状態に維持するため、保守点検をおこなうものとする。また、故障時の緊急対応や設備の取扱い指導も含むものとする。

契約の相手方	名称 新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部 住所 東京都台東区上野七丁目12番14号
契約相手方の選定理由	1 本事業者は、立体駐車設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。 2 庁舎独自のシステムを組んでいるため当事業者以外では点検することができない。 3 本業者が保守管理を実施することにより、質の高い管理と故障等の緊急時に迅速に対応できる。 4 本事業者は、本設備の良好な保守管理の実績がある。 5 上記専門業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2973)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ガス冷暖房設備保守点検委託
履 行 場 所	千寿小学校外 27 校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	¥19,045,481円(税込)
予 定 価 格	¥19,045,482円(税込)
概 要	【概要】 足立区千寿小学校外 27 校のガスヒートポンプ（GHP）式空調設備において、その機能を正常な状態に維持し施設の運営に支障が生じないように適切な保守点検により故障を未然に防ぎ、機器の延命を図ることを目的として実施する。 【契約期間】 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 【担当】 学校施設管理課管理係 TEL 3880-5965

契約の相手方	名称 東京瓦斯株式会社 企画部 住所 東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
契約相手方の選定理由	ガス空調システムの熱源機器としてのガスエンジンヒートポンプ（GHP）は、昭和51年頃から、経済性、設置性、利便性、省エネルギー性などのメリットを考慮し、東京瓦斯㈱とガスエンジン製造メーカーにて開発に着手し始め、国の助成を得ながら実用化のための技術開発を進め、昭和62年に製品化・発売開始された。その結果、GHP本体の販売・製品保証および試運転調整と保守管理（点検・整備）を東京瓦斯㈱のみが実施してきているため。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学校施設管理課 3880-5111(3541)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	照明制御設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥2,582,646円(税込)
予 定 価 格	¥2,582,646円(税込)
概 要	庁舎の照明制御装置の機能を維持し、利便性、経済性、安全性、管理性の向上を図ると共に、定期的な維持管理業務と計画的な保全業務を行い、庁舎を使用する人々に充実した生活空間を提供することを目的とする。 内 容 定期点検・故障時の対応・レイアウト変更に伴う割り付け、スケジュール変更等・照明スケジュールデータ表の作成・法令点検に伴うシステムの停・復作業・システムの機能説明、操作取扱説明の実施等（必要により随時）

契約の相手方	名称 東芝ライテック株式会社 首都圏営業部 住所 東京都品川区南品川二丁目2番13号南品川JNビル
契約相手方の選定理由	1. 本事業者は、照明制御設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。 2. 設備を熟知しており、設備機能を最大に発揮させ、効率性と経済性を常に意識して保守を遂行している。 3. プログラム等については、庁舎独自のものを採用しており、当該事業者のみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。 4. 上記専門業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当